

はじめの一歩!! ~ 一人ひとりが地域の力 ~

平成 26 年度~平成 30 年度



平成 26 年 3 月 山 武 市 山武市社会福祉協議会

はじめに

本市では、平成19年度から継続的に住民 福祉座談会をとおして、地域の声を伺いなが ら多様な地域課題を解決するために、社会福 祉協議会と協働して「地域福祉計画・地域福 祉活動計画」を策定し『一人ひとりが地域の 力』を地域福祉推進の基本理念とし、地域課 題の解決を進めてまいりました。

山武市と社会福祉協議会で対応しきれなくなった福祉サービスを地域住民のお互いの助け合いによって補完するため地域には住民参



加による様々な地域福祉活動を行う団体も多く生まれました。

そのようななか、平成23年3月に発生した「東日本大震災」によって、本市においても大きな被害がもたらされたこととともに、これまでの地域の助け合いや家族のつながりのあり方を改めて考え直すことが求められました。

第2次計画は、こうした時代の変化と、第1次計画でのまちづくりを踏まえながら、 山武市が目指す基本理念の実現に向け、地域住民・地域の活動団体・行政・社会福祉協 議会などが協力し合い、市民とともに手を携えながら、本計画の基本理念である『一人 ひとりが地域の力』をより一層推進するため、それぞれが、それぞれの立場で役割を自 覚し、地域福祉に貢献していけることを目指し策定するものです。

山武市は、引き続きそれぞれの行政施策の連携を図りながら横断的に取り組む「ヨコ 串」を貫き、地域の力を高める取り組みを支援する施策の充実や市内外への情報の発信 (シティーセールス)にも努めて参りたいと考えておりますので、住民の皆様方の参加 とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、住民福祉座談会にご参加くださり貴重なご意見やご提言をいただきました多くの市民の皆様をはじめ、山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員や関係機関・団体の皆様方に心からお礼を申し上げます。

平成26年3月

山武市長村主名干収

ごあいさつ

平成21年に第1次山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、市と共に福祉課題の解決に取り組んでまいりました。

平成23年に発生しました東日本大震災では、当市においても大きな被害を受け、家族や地域のつながりの重要性が見直され、また、地域での支えあい活動や災害に対する取り組みなど新たな課題も明確となりました。



このような様々な課題に対応するためには、公的な福祉サービスの充実はもとより、 市民の皆様方自らが地域福祉の担い手になっていただくことが極めて重要であると考 えております。

第2次計画におきましても、引き続き、市と合同で策定し、お互いが、連携、協働を 深めることによりさらなる地域福祉が推進されることと確信しております。

本会は、地域福祉活動推進の中核的組織として事業の推進に努めておりますが、市民の皆様をはじめ、市や関係機関・団体の皆様のご理解、ご協力が不可欠でございます。 地域の力が集まり、たすけあいや支え合いの輪が広がることで地域力は向上すると考えますので、今後とも一層のご支援とご参加をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご尽力をいただきました 第2次山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様、関係機関・団体 の皆様、また、多くの市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成26年3月

社会福祉法人山武市社会福祉協議会

会長 金杉 等

一目 次一

○計画の目指す方向(総論)

1	策定の前提	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3
(1)	地域の現状			•	•		•	•	•		•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	• 3
(2)	地域福祉とは	•			•		•		•		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	- 6
(3)	地域福祉計画(の基準	本的	な	考	え方	ī	•			•			•	•	•			•	•	•	•	•	- 6
2	山武市地域福	量祉	計画	i	Ц	J武	市	地	域	福祉	止清	5重	bit	. 画	Īσ)根	要	<u> </u>	•	•	•	•	•	• 7
(1)	計画の位置づけ	ナと	性格	f	•		•	•	•		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	- 7
(2)	計画の期間	• •		•	•		•	•	•		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	- 9
3	地域のとらえ	え方の	占却	坦垣	找福	祉	<u></u> න	推	進		• (• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
3 (1)	地域のとらえ		と !	9項	找福	弘.	<u>の</u>	推 •			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		10
		方	と# 	也 博	找福	· ·	<u>の</u>																	
(1) (2)	地域のとらえる	方 進	と ! 	也 均	支	· · ·	の · ·				•		•	•	•			•		•	•	•		- 10
(1) (2)	地域のとらえた地域福祉の推議	方 進		也均	或福 · ·	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	の ・ ・														•	•		1012
(1) (2) (3)	地域のとらえた 地域福祉の推送 第1次計画の記	方 進	と · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	也均	 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		。 ・ ・														•	•		- 10 - 12 - 13
(1) (2) (3)	地域のとらえた 地域福祉の推進 第1次計画の記 基本方向・	方 進 評価	と 		找福		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·														•	•		- 10 - 12 - 13

○地域課題への取組み(基本計画)

地域課題の整理	(アンケート	~等)・・	• • •	• • • •	• • •	• • • • 19
山武市地域福祉記	おばい・画代	地域福祉	止活動計	一画の基本	目標・旅	頭策の体系 23
基本目標1 豊か	かな暮らしん	· · · ·	• • • •	• • • •	• • •	• • • • • 24
基本目標 1 1 基本目標 1 2 基本目標 1 3 基本目標 1 4	こころとから 暮らしの安心	らだの健康 ひと安全				
基本目標2 とも	ちに手を携え	えて・・	• • • •		• • •	• • • • • 54
基本目標 2 1 基本目標 2 2 基本目標 2 3	情報の共有					· · · · · · 56 · · · · · · 62 · · · · · · 68
基本目標3 山道	式らしさを育	すてる・	• • • •			• • • • • 74
基本目標3-1 基本目標3-2 基本目標3-3	福祉のここで地域力の向」推進体制の強	Ł • • •				· · · · · · 76 · · · · · · 82 · · · · · · 85
資料編・・・・	• • • • •	• • • •	• • •	• • • •	• • • •	• • • • • 1
1. 策定の流れ 2. 策定体制 3. 策定経過 4. 策定及び推進 5. あとがき	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				



1 策定の前提

(1) 地域の現状

現在の地域社会は、いわゆる<u>団塊の世代</u>が高齢期を迎え、高齢化の進行は加速し、少子高齢化が進むとともに、<u>核家族化</u>や地域意識の希薄化も進み、家庭や地域で支えあう力が弱まっているといわれています。また、高齢者のひとり暮らしの増加、若年層の引きこもり、高齢者・障がい者・児童への虐待や<u>DV(ドメスティック・バイオレンス)</u>等、市民を取り巻く様々な社会問題が表面化し、深刻化しています。その一方で、市民の生活のニーズは、多様化・増大化しており、従来の公的なサービスのみでは対応しきれなくなっているのが現実です。

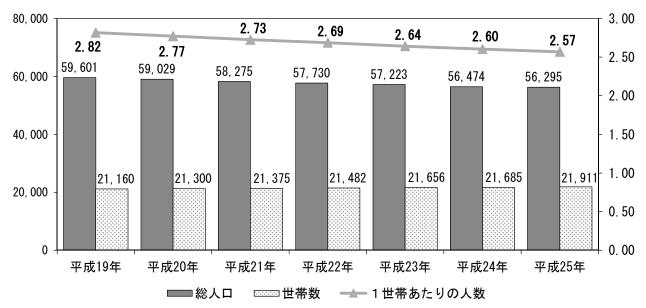
そして、我が国は平成23年3月11日に発生した東日本大震災で大きな被害を経験しましたが、その中で家族や地域のつながりの大切さを改めて認識し、再構築することが重要な課題となっています。

山武市においても、<u>高齢化率</u>は上昇傾向が続いており、千葉県平均を上回る水準で推移しています。総人口は6万人を割り、1世帯平均人数も緩やかに減少しており、少子化・高齢化とともに核家族化が進行しています。このような状況を踏まえ、山武市では、平成20年度から山武市総合計画で掲げている「ともに手を携えて誇りを持てるまちづくり」の基本理念を基に、まちづくりの方向性を示し、行政運営や施策の推進を図ってきています。これからの地域に望まれることは、「地域の自立」であり、市民との協働により「誰もがしあわせを実感できる独立都市 さんむ」を実現に向けて取組んでいくことが重要となっています。また、市内には東日本大震災で被害を受けた地域もあり、防災対策と災害時の避難支援体制の充実に取組むとともに、地域のつながりの再構築も重要な課題となっています。一方、市民一人ひとりが自立した生活を送ることがその理想ですが、生活をしていく上で自分たちの努力だけでは解決しがたい問題もあります。このようなときに、市や社会福祉協議会の支援や各種サービスを活用していただき、それでも対応しきれない問題については、市民同士が地域の中でお互いに助けあっていくことが必要となっています。

※下線が引いてある用語は資料編に用語説明があります。(以下同様)

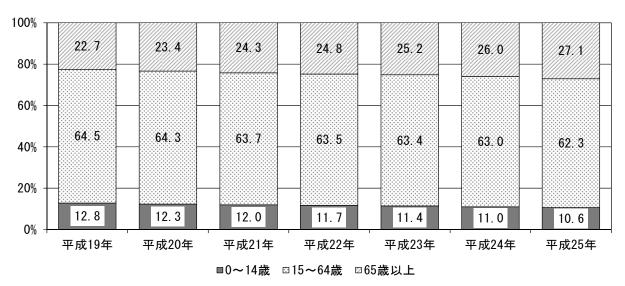
■世帯平均人数の推移(各年4月1日現在)■

(単位:人、世帯)



[出典:登録人口]

■人口構成の推移(各年4月1日現在)■



[出典:登録人口]

■地区別人口・地区別人口構成の割合(平成25年4月1日現在)■

(人・世帯)	1 -	世帯数	平均世帯		人口構成			
(八•世帝)	人口	世帝剱	人員	0~14 歳	15~64 歳	65 歳以上		
市全体	56, 295	21, 911	2.6	10.5%	61.8%	27.7%		
成東地域	23, 390	9, 316	2. 5	11.2%	61.3%	27.5%		
山武地域	18, 300	7, 100	2.6	9.9%	64.7%	25.4%		
蓮沼地域	4, 285	1,576	2. 7	11.0%	60.6%	28.4%		
松尾地域	10, 320	3, 919	2.6	10.6%	60.6%	28.8%		

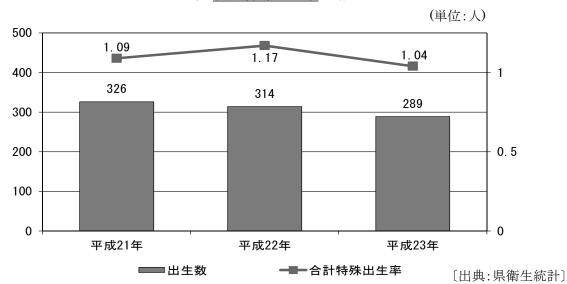
[出典:登録人口]

■世帯構成の動き■

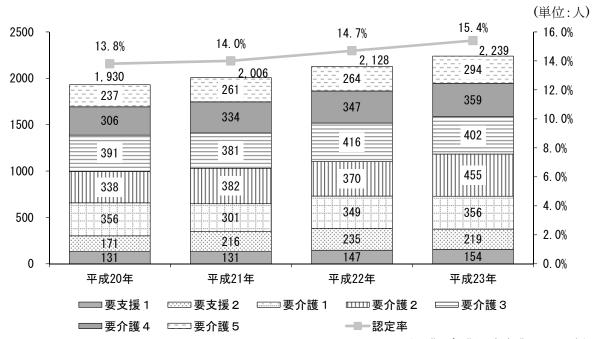
		. ந்.ட	A	親族のみの	世帯	В	С
(世帯)	総世帯数	一般 世帯		I 核家族	Ⅱ核家族	非親族を	単独
		出行		世帯	以外の世帯	含む世帯	世帯
平成 17 年	10 006	19,007	15, 602	11, 096	4, 506	89	3, 316
平成17年	19, 086	99.6%	81.7%	58.1%	23.6%	0.5%	17.4%
平成 22 年	10 226	19, 274	15, 115	11, 083	4, 032	208	3, 884
平成 22 年	19, 286	99.9%	78.4%	57.5%	20.9%	1.1%	20.1%

[出典:国勢調査]

■出生数・合計特殊出生率の動き■



■要支援・要介護認定者数の動き(各年9月末日現在)■



[出典:介護保険事業状況報告]

※すべて山武市のデータです。

(2) 地域福祉とは

地域福祉とは、「地域に暮らす全ての人がかけがえのない存在として人権が尊重され、安心して暮らすことができるように、地域を基盤として行政をはじめ、社会福祉法人、地域住民、地域の活動団体、ボランティア団体、企業や事業所等、地域を構成する様々な主体が協力しあい、共に暮らす地域を作っていこうとする取組みや仕組みづくりのこと」です。

地域福祉計画は、支援を必要とする地域住民を地域全体で支え、誰もが住み慣れた地域でその人らしい自立した生活が送れるような仕組みをつくる計画です。

地域福祉計画の役割は、保健福祉分野のそれぞれの計画の基本理念や地域福祉 推進のための施策・取組みを総合的に考え、共通理念を明らかにし、不足するサ ービス、いわば隙間のサービスを地域力によって補完していくものです。

山武市地域福祉計画・山武市地域福祉活動計画では、テーマ(課題等)について、市では何ができるか、社会福祉協議会では何ができるか、そして地域では何ができるかを示しています。この「地域」に重点を置き、地域を構成する市民や、その市民で構成された様々な主体が、それぞれ抱えている課題、問題に対して自分達で何ができるのかを考え、地域で助けあいの仕組みを作り、取組んでいくための計画です。

(3) 地域福祉計画の基本的な考え方

市や社会福祉協議会の業務について広報紙やパンフレット等を活用して情報 提供や広報に努めていますが、どのような業務を行っているのか知らない市民も 多いため、市や社会福祉協議会で実施していることを市民にお知らせしていくこ とは重要なことと考えて取組んでいきます。

また、地域の要望に対し、市や社会福祉協議会はどこまで対応可能であるか、 考え方を明確に示し、説明責任を果たすことも重要です。地域の課題や要望には 費用がかかることも多くあり、地域住民のお互いの助けあい活動等が大きな力に なる場合も多く、様々な方法で対応・解決に向けて取組んでいくことが基本とな ります。

このためには、地域の助けあい(相互扶助)は簡単にできることではありませんが、ひとりでも多くの市民が関心を持ち、参加してもらえるようにすることを継続して取り組んでいく必要があります。

2 山武市地域福祉計画・山武市地域福祉活動計画の概要

(1) 計画の位置づけと性格

平成 12 年の<u>社会福祉法</u>の改正により「地域福祉の推進」がより明確化され、 行政は公的サービスを提供するだけでなく、市民が自ら参加して地域の様々な生 活課題を把握し、この課題を行政と市民が協働して解決する取組みを示した「地 域福祉計画」を策定することが求められました。

山武市では、第1次計画の策定時から、社会福祉法第107条により行政に策定することが求められている「地域福祉計画」と、地域福祉推進の中核団体また公益性を保った民間団体として同法に位置づけられた社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を合同で策定し、連携して取組んできました。

福祉において、市と社会福祉協議会は補完・補強しあう関係です。また、それぞれの計画は地域住民の参加により策定され、推進されるという共通性と、目指すべき地域目標・生活課題・福祉資源の状況においても共有し、今後も協働で進めていきます。

この「山武市地域福祉計画・山武市地域福祉活動計画」は地域の多くの皆さんに参加していただき、地域の中での地域課題を取り上げ、それらの解決する地域の仕組みづくりや、地域・市・社会福祉協議会等の取組む役割分担を明確に計画の中に位置づけ、福祉を視点とした地域づくりを継続的に考え、進めていくためのものです。また、この計画は、高齢者・障がい者・児童という対象ごとに策定されている計画と整合性を図りながら、それぞれを横断する計画とし、その範囲としては、保健・医療・福祉等生活関連分野すべてに関連するものとして策定します。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画■

山武市

地域福祉計画

- ■市が策定し、総合計画を踏まえ、保 健福祉分野の関連計画と連携しなが ら、福祉の観点からまちづくりを進 めていく計画
- ■地域福祉を推進するための仕組みづ くりや条件整備等を主眼にした計画
- ■福祉サービスを必要とする市民の相 談対応、福祉サービス等についての 情報提供等、福祉サービスの基盤整 備と、地域福祉の推進方策を示す計 画

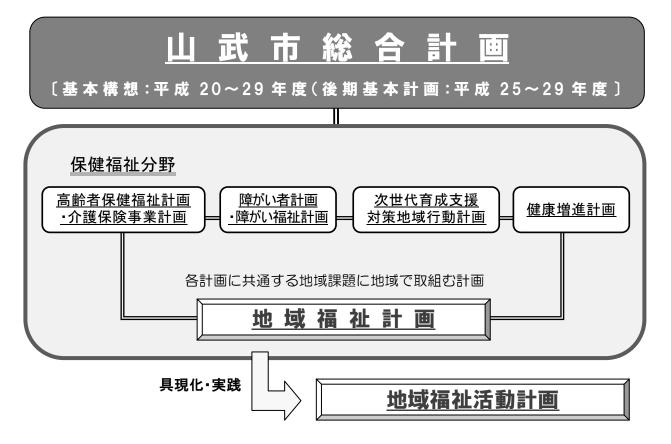


山武市社会福祉協議会

地域福祉活動計画

- ■社会福祉協議会が策定し、地域住民 や民間団体との協働を中心にした自 主的・自発的な行動計画
- ■地域住民の立場から、地域での活動 に地域住民がさらに参加するよう に、福祉活動を計画的に進めるため の計画
- ■地域住民の主体的な活動や<u>コミュニ</u> <u>ティ</u>づくり活動の推進、そのための 人づくり等を進めるための計画

■山武市地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置づけ■



■(参考)社会福祉法より抜粋■

(市町村地域福祉計画)

- 第 107 条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。
 - 1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために 必要な事業

■(参考)「地域福祉活動計画策定指針」■

(地域福祉活動計画)

地域福祉活動計画は、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関係する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。

その内容は、「住民の福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だって行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決め」である。

一全国社会福祉協議会 地域福祉部 平成 15年 11月発行 より抜粋 一

(2) 計画の期間

第2次計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5か年です。地域の 状況、社会情勢の変化に対応していくため、年度ごとに地域福祉推進の評価と見 直しをしながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

■計画期間■

平成 21~25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度		
第 1 期							
見直し		第2期(計画期間)					
			中間評価				

3 地域のとらえ方と地域福祉の推進

(1) 地域のとらえ方

生活圏としての地域、ボランティアや<u>サービス提供事業者</u>等の活動を中心とした福祉活動の地域など、市民の暮らしや様々な活動が行われる範囲は、それぞれが重なりあいながら、地域住民相互のつながりや交流、助けあい等が必要になります。

このような範囲を「地域」ととらえるとともに、市全体を対象にした活動や施策を展開する場合は、市全体を地域ととらえることができます。また、高齢になると、外出機会が減少傾向となり、高齢者のとらえる地域は隣近所や区・自治会といったごく身近なものになります。

このように、地域は一定の範囲に限定できるものではなく、この計画では柔軟にとらえるものとし、山武市には小学校区単位で地区社会福祉協議会が設置されている点を踏まえ、地域を単位にして地域福祉の検討、推進を図る場合には、小学校区を大まかな地域の単位として取り組みます。

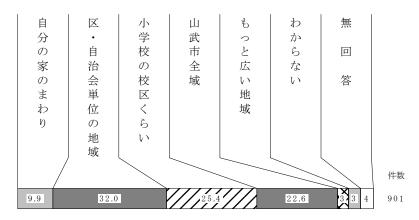
■「地域」の考え方(アンケート調査より)■

平成19年度に実施した住民意識調査では、「地域」の考え方の設問に対して、「区・自治会単位の地域」が32.0%とやや多く、「小学校の校区くらい」と「山武市全域」が続いて回答されていました。

平成24年度の住民意識調査では、「町内会等の地域組織」が41.0%と最も多く、平成19年度調査よりもやや高くなっています。また、一方で「自分の家の近所」は23.0%と、前回調査よりも高く、より身近な地域をとらえる傾向がみられます。

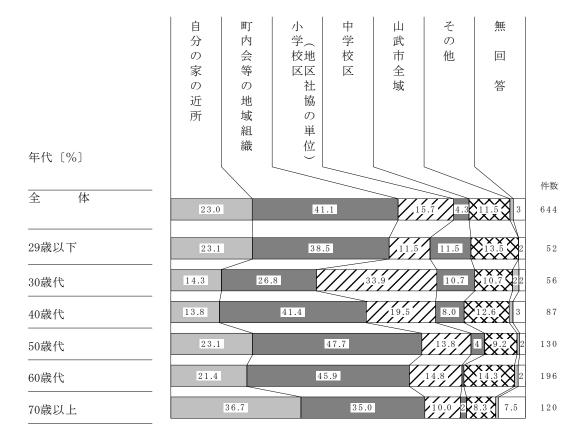
平成 19 年度

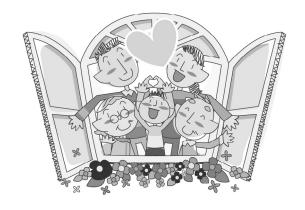
問6 「地域」の考え方〔%〕



平成24年度

「地域」の範囲〔%〕





(2) 地域福祉の推進

福祉ニーズは今後もさらに多様化・増大化すると考えられます。高齢者分野では、介護が必要な人の割合が上昇し、<u>老々介護</u>等介護環境の課題への対応、障がい者分野では、<u>障害者総合支援法</u>の施行による障がい福祉のサービスの一元化、日中活動と夜間の生活の場を区分して、地域の一員として暮らしていくことが必要となります。次世代育成分野でも、保育サービスニーズの多様化、子育ての支援が必要な子ども・世帯の増加等が見込まれます。加えて、青少年や中高年層では、生活不安、ストレスの増大、家庭内暴力や虐待、引きこもりや閉じこもり等の新たな課題も顕在化しています。

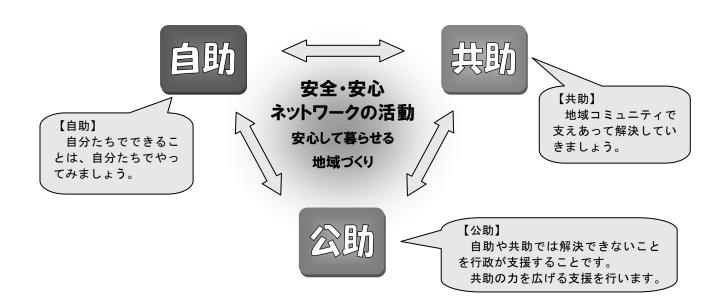
これに対応していくためには、市やサービス事業者だけで対応するのではなく、 分担・連携しあい取組むことが不可欠です。

第一に、市民の自助努力と、市民同士や地域での共助が行われ、自助や共助では対応しきれない部分を公的福祉サービスによる公助で補完するという原則を尊重していかなければ、地域力を高めていくことはできません。

■地域福祉の推進■

地域福祉の推進(社会福祉法第4条より):

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。



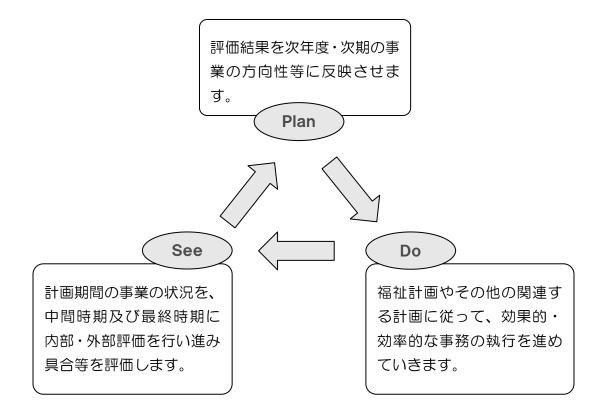
(3) 第1次計画の評価

第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画は、平成21年3月に策定され(Plan)、各部署で計画に基づき各事業が実施されてきました(Do)。各事業を実施した結果について、「山武市地域福祉計画・山武市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)」を設置し、平成23年度に内部・外部による中間評価を行い、平成25年度に内部・外部で最終評価(See)を行ってまいりました。

計画期間で継続して推進されている施策・事業とともに、福祉制度の改正等により変更や拡充している施策・事業を取り入れながら進めており、概ね計画どおりに進んでいる施策・事業が多い状況ですが、推進委員会において、「進んでいるが、改善・工夫が必要である」という意見等もみられました。

第2次計画においては、これまでの地域課題と新たな課題等をとらえて、継続的に見直しを行いながら取組んでいくことが重要です。

■福祉計画における評価■



4 基本方向

(1) 基本視点

① 地域性を重視する視点

山武市には13の小学校区があり、高齢化率や人口分布も違いがあることから、 それぞれの地域性を尊重して取組んでいきます。

② 市民と市の協働による推進の視点

市民・市・社会福祉協議会、福祉関係団体等のそれぞれの役割を踏まえながら、協働で取組んでいくことを重視します。

③ 利用者主体の視点

福祉サービスを必要とする市民の状況から、必要な支援やサービスを検討し、 推進することを基本とします。

④ ネットワーク化の視点

市・社会福祉協議会・地区社会福祉協議会に加え、福祉サービス事業者・関係 団体等、それぞれの活動目的や組織が異なる主体や個人のネットワークを広げて 進めていく視点を重視します。

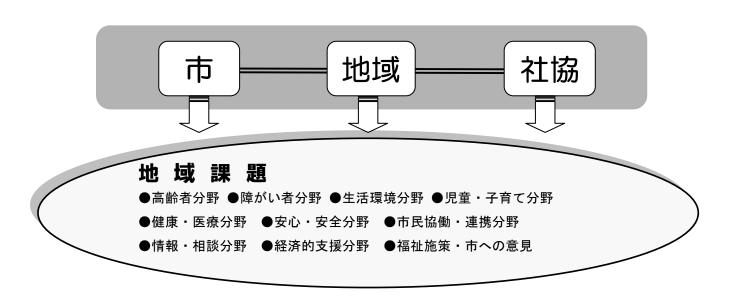
(2) 計画の目標・施策

「山武市の目指す地域の姿」の実現に向けた基本理念

一人ひとりが地域の力

山武市地域福祉計画・山武市地域福祉活動計画では、基本理念を「一人ひとりが地域の力」とし、地域に暮らす全ての人が地域の力であり、地域の力が集まって様々な活動に参加したり、支えあいや助けあいの輪を広げることで、地域力が向上するという考えの下、地域福祉を推進してきました。第2次計画においても、この基本理念を継承し、取組んでいきます。

第2次計画の施策体系



基本目標

施策の体系

豊かな
 暮らしへ

1-1 生活基盤の整備

1-2 こころとからだの健康づくり

1-3 暮らしの安心と安全

1-4 福祉環境の充実

2 ともに 手を携えて 2-1 参加の促進

2-2 情報の共有

2-3 人と人とのつながり

3 山武らしさを 育てる 3-1 福祉のこころづくり

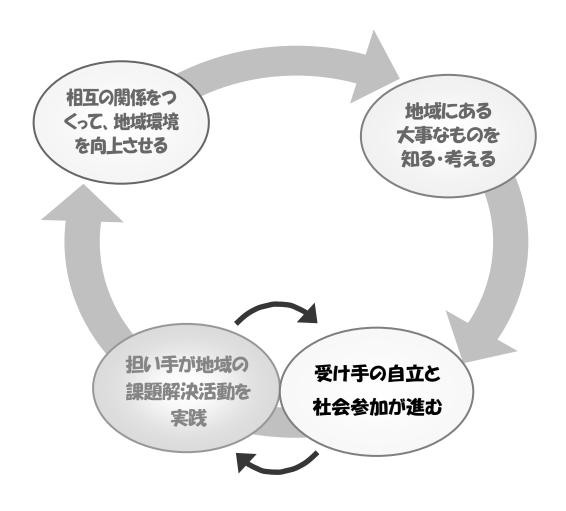
3-2 地域力の向上

3-3 推進体制の強化

(3) 計画の策定・推進の方策

計画の基本視点を前提に、以下のポイントを踏まえながら策定し、策定後の施 策の着実な推進を図ります。そして、この取組みが好循環を生み出し、市の思い 描く地域の姿の実現に向けて波及していくことを目指します。

■取組みが循環して地域力を育むイメージ■



地域課題への取組み (基本計画)

→困りごとの分野

地 域 課 題 の 整 理(アンケート等)

第1次計画の策定時に住民意識調査や地域福祉座談会で出された課題とともに、平成24年度に実施した住民意識調査からの課題について整理し、継続して取組んでいくことが重要です。

→対 象

	子ども	高齢者	障がい者	地域・市民
サービス・福祉・相談	【保育サービス・子育て支援】 ○働くママを支援するサービスを充実してほしい(就学前児童の休日、一時保育等)。 ○学童保育を充実してほしい(早朝・夕方等の時間を拡大してほしい)。	【介護保険サービス】 ○入所できる施設が少なく、高齢化が進んで希望者が増えると思う。入所待機者が多い。 ○施設サービスの利用者負担が高い。 ○居宅サービスでは日中預かってくれるサービスやショートステイを充実してほしい。 ○家族の介護力が低下している。 ●社協で充実してほしい活動は、「介護・障がい福祉のホームヘルパー派遣」「有料配食サービス、地域みまもりサービス」「福祉用具、福祉車両の貸出し」などがあげられている。	障がい者 【障害福祉サービス】 ○作業福祉サービス】 ○作業所の職員体制等に配慮したで業所の職員体制等のの場合が必要を発表する。 ●社協でできない場合がある。 ●社協でできない福祉和ののでは、「介護・障がい福祉をでするがです。」「有りである。 ●は、「介護・障がい福祉をしているを進出をできまれている。を進れているを本当に必要な	地域・市民 【福祉サービス】 ●今後重点的に推進すべき福祉施策として、「要支援者が在宅生活を継続するための生活支援の充実」「市民がお互い助けあえる仕組みづくり」「身近な相談や情報が得られる窓口の充実」「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の充実」が多くあげられている。 【相談・窓口】 ○気軽に相談できる、安心して相談できる窓口があるとよい。 ○手続きが大変になった。市役所の対応をよくしてほしい。出張所でも手続きできるとよい。 ○電話が直通になって待たされたり、たらいまわしされた。 ●地域の困りごとの行政等の相談先に「相談しない」が最も多く回答されている。
ふれあい・ 交流・地域 の支えあい	【ふれあいの場・憩いの場】 ○子どもと高齢者が一緒に過ごせる場があるとよい。(学校施設を利用してはどうか。学童保育に高齢者が関わって者が、子どもと高齢が一緒に過ごせる公園等がない)	【ふれあいの場】○高齢者の集いの場、話をする場があるとよい。近所に憩いの場がない。	人や内容に使ってほしい」などとなっている。 【ふれあいの場】 ○憩いの場が近くにない。 ○地域の行事等に障がい者自身も参加したいと考えている。 情報提供や参加を支援してほしい。 ○民生児童委員等地域の人、他の団体等横のつながりを広げて連絡できる体制をつくって	【交流の場】 ○地域での行事や多世代が一緒に過ごせる居場所をつくっていけないか。 ○地域の中に自然に集まれる場があるとよいと思う。高齢者も障がい者もみんな集まれる場、出会える場、交流する場があるとよい。 【地域活動】 ○自分の地区の民生委員がわからない。相談したくてもわからない。どこで調べればよいのか。 ○市内で地域の活動が行われていることを知らなかった。やれることがあれば参加したい。 ○地域と市で協働して対応していかなければ解決できない課題が増えていると思う。 ●地域の活動に 50 歳代以上は参加率が高いが、低年齢層は低調である。参加しない理由は「仕事や家事のため」「活動内容がわからない」などとなっている。 ●参加している地域活動は、「自治会・町内会などの活動」「地域の清掃・美化活動、リサイクル活動」の2つに集中している。 ●地域活動の問題点として、「市民の関心の低さ」「中心となる人の高齢化」「人の確保が難しい」「情報が少ない」などがあげられている。

→対 象

	子ども	高 齢 者	 障がい者	地域・市民
→困りごとの分野 ふれあい・ 交流・地域 の支えあい		【子どもとの交流】 ○高齢者と子どもがふれあう場が少ない。一緒に過ごせる場がない、少ない。 ○ふれあいの場に公共施設の空き室等を活用できないか。 ○子ども教室に高齢者が参加したり、関われないか。 ○高齢者を支えるボランティアの活動の場をもっと増やせないか。また、高齢者に保育補助等のボランティアをしてもらえないか。 ●60歳以上は「夫婦のみ」世帯が多い。		 【ボランティア活動】 ●ボランティア活動に「参加したい気持ちはあるが忙しくて参加できない」が多く、「自分に合った時間や内容で活動できる」ことが求められている。 ●手助けできることとして、「見守りや安否確認の声かけ」「話し相手」「ちょっとした買い物、おつかい」が多く回答されている。 ●ボランティア・市民活動センター及びボランティアグループについての認知度が低い。 【地域のつながり】 ●地域のつながり等への関心は以前と「変わらない」が多い。 ●地域活動を活発にするためには、「困った時に助けあえる関係をつくる」「顔見知りの関係を広げる」「地域の交流や行事を増やす」ことが求められている。
健康・医療	【病院・医療】 ○小児科の診療体制が不安。夜間等も。 ○児童の医療費の助成をしてほしい。	【健康づくり・介護予防】 ○高齢者の集いの場があるとよい。 ○体力づくり、身体を動かす場所・機会がない、少ない。 ○心の健康づくりや閉じこもりがちな人への働きかけをどのようにしていくか。 ○老いても健康でいられるように、病気にならないようにするための健康教育をしてほしい。高齢者が参加しやすい教室を開いてほしい。 【病院・医療】 ○医療費等の負担が増えている。		 ●「地域」の範囲は前回調査より「町内会等の地域組織」「自分の家の近所」など身近な地域とする傾向が強まっている。 ●近所づきあいの程度は年代が上がると深まり、低年齢層は「親しくつきあっている」割合が低い。 【健康づくり】 ○自ら健康づくりができるように啓発してほしい。 ○地域で健康づくり活動があるなら参加したい。 ○休みの日しか運動等ができないので、気軽に取組めることを教えてほしい。 ○近くに健康づくりに取組める施設がない。(散歩等も含め) ●健康・運動・遊びの機会や場に対する満足度が低調である。 【病院・医療】 ○救急体制が不安、休日担当医の範囲が広すぎる。夜間救急体制を確保してほしい。 ●自由意見で夜間救急体制についての意見がみられる。
情報・広報		【情報提供】○介護保険の情報、認定の手続き等の情報を知りたい。○健康づくりの施設、実施している講座がわからない。		 ○病院の待ち時間が長い。休日に受診できない。 ●医療施設の確保状況について満足度が低調である。 【情報提供】 ○健康に関する情報、地域の情報が少ない。サービスの利用方法が知りたい。 ○情報提供を充実してほしい。もっとわかりやすく知りたい。 ○回覧板等で知らせてほしい。広報で紹介してほしい。パンフレット等を活用してほしい。 ○地域活動の情報がない。市がもっとアピールすべきだ。 ●知りたい健康や福祉の情報では「健康や福祉のサービスの利用方法」「疾病予防と健診等のこと」「高齢者や障がい者の支援のこと」が多い。福祉サービスの内容がわからないことがあるという意見も一部みられる。

※○:第1次計画策定時にだされた課題、●:第2次計画策定時にだされた課題

$\rightarrow \dot{\gamma}$	免
בא ב	

_			子	ども	高 齢 者	障がい者	地 域 ・ 市 民			
	→ 困りごとの分野	情報•広報					 【情報入手】 ●健康・福祉情報の入手で役立っているものでは、「市の広報「さんむ」」が最も多い。 ●市・社協からの情報が以前より届いているとしているのは、50歳代以上で多くなっている。 【認知度】 ●民生児童委員の認知度が低く、年代が下がるほどその傾向が強い。 			
							【広聴活動】 ○市は地域の声をもっと聞いて施策を進めるべきだ。			
		生活環境· 利便性· 安心·安全	○て○しる○路○が 【○るが●な学し学い 学車下る 場学園い子集路い路と 路)校と 所生が。どまの。に見 が 時よ 】・な もっ	下校時の安全対策】 を対策置した。 をがある。 外灯しががある。 がががいる。 がががいる。 ががいる。 ががいる。 がいの見いがいる。 がいるがいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。	支援策がないのか。(買い物・通院等) ○巡回バスをもっと利用しやすくしてほしい。 【道路・歩道】 ○歩道がない、ガードレールがない所が多く、 歩いていて危ない。	【外出支援】 ○移動支援が必要。 ○巡のではしい。 【道路・歩道等】 ○歌を制用したをはいるのでは、してでは、してででででででででででででででででででででででででででいる。 「防災】の体には、一次のはは、一次のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	【公共施設】 ○高齢者が気軽に集まれる場、交流の場がほしい。 ○気軽に運動できる所がない。 ○公共施設の空き室を利用して高齢者と子ども達の交流の場をつくってはどうか。 ○学校施設等や開いている公共施設を地域に開放できないのか。有効利用されていない。 ○安心して遊べる公園、身体を動かせる公園がない。 ○公園内に危険遊具や危ない所がある。 ●50歳代で、公共施設が利用しやすいと「思わない」が多い。 ●学習の場や施設があると「思わない」が最も多い。 【外出・道路環境等】 ○通院・買い物等高齢者の移動手段がない。市内巡回バスを走らせてほしい。 ○道路が狭い、歩道がないところがある。 ○駅周辺が整備されていない、路上駐車が多い。 ○草木が手入れされない、外灯やガードレールがない。 ○ゴミの捨て方がバラバラだ。収集方法を変えてほしい。 ○臭気等生活環境問題。犬の糞の始末をしない人がいる。 ●自由意見で、「公共交通が不便なので、バスや乗り合いタクシーを山武市全域に走らせてほしい」といった意見があげられている。 【防災】			
							 ○水害が不安だ。対応方法を教えてほしい。水路を監視してほしい。 ○防災行政無線を増やしてほしい。聞きにくいところがある。防災無線で情報を流してほしい。 ○災害時用に市内は備蓄があるのか。防災地図はないのか、各戸に配布してほしい。 ○災害時の避難場所、経路、連絡方法がわからない。 ○要援護世帯を把握して災害時等に活用できるようにした方がよい。 			

※○:第1次計画策定時にだされた課題、●:第2次計画策定時にだされた課題

○地区に安全な場所があるのかわからない。地区で防災訓練をしてほ

しい。

→対 象

		子ども	高齢者	障がい者	地域・市民
→困りごとの分野	生活環境・				【防災】 ○消防団員の確保に地域が協力してほしい。 ○要援護者把握、連絡体制等災害予防対策を充実してほしい ●防災対策が進められていると「思う」が少ない。 ●「防災訓練、災害時の対応に関すること」「災害当事者への支援活動」があげられている。 ●成東地区、蓮沼地区では、「地震、津波の災害の時にどこに避難すればよいかわからない」があげられている。 ●東日本大震災を経験して地域の取組みで重要と思うことでは、「避難場所・避難施設の環境整備」「隣近所での声のかけあい、知り合いづくり」「地域でお互いに安否確認ができる体制づくり」「避難場所・避難経路の案内」「災害時に援助が必要な人の情報の共有」が多くあげられている。 ●災害時支援が望ましい単身高齢者の対象年齢は「75歳以上」が最も多い。
	利便性•				【防犯】
	安心•安全				 ○防犯活動に携わる側にも意識啓発が必要。 ○防犯灯が設置されていない箇所がある。(通学路も含め) ○登下校時の子どもの安全確保が大きな問題になっている。下校時間に地域でパトロール活動ができないか。見守りボランティアをつくってはどうか。 ●防犯対策が進められていると「思う」が少ない。 【まちの住みやすさ】 ●住んでいる地域は「どちらかというと暮らしやすい」が最も多く、居住年数が10年以上では「暮らしやすい」が多くなる傾向にある。 ●30・50歳代で、高齢者・障がい者・子どもが住みやすいと「思わない」が多い。 ●地域の心配ごと・気になることが「ある」が55%と多い。 【生活環境】 ●「ゴミの不法投棄、ゴミ収集のルールを守らない」があげられている。 ●「家畜の糞尿、臭いなどのこと」があげられている。
	その他		【社会参加・就労】 ○高齢者の働く場所を多くしてほしい。シルバー人材センターにやってもらうことを増やしていくべきだ。 ○高齢者達が取組んでいる趣味活動等を支援してほしい。 ○保育の補助や運転等、ボランティアをしたい。 ○ゴールドクラブでは、単位クラブのリーダーになってくれる人がいない、会員を確保するのが難しい。	てほしい。 ○就労に関する支援(情報提供、 交通、就労支援等)を充実して ほしい。 ○障がい者の団体では役員の後 継者不足と会員の確保が課題と	○商店街の活性化が進めにくい。【福祉の心づくり】○子どもの頃から福祉教育、挨拶運動を地域で進めていくことが大事。地域の行事等で大人が地域の子どもに関わっていくことも重要。

※○:第1次計画策定時にだされた課題、●:第2次計画策定時にだされた課題

山武市地域福祉計画・山武市地域福祉活動計画の 基本目標・施策の体系

〇基本理念:一人ひとりが地域の力

基本目標	施策の体系	地域課題解決のための取組み	۸° - ٩) °	
		(1)公共交通網の整備・充実	26	
		(2)高齢者・障がい者等の外出支援	27	
	1-1 生活基盤の整備	(3)エコロジー・ごみ対策	30	
		(4) <u>ユニバーサルデザイン</u> の視点に 立ったまちづくりの推進	32	
		(1)健康づくり・ <u>介護予防</u> の推進	33	
	1-2 こころとからだの	(2)こころの健康づくりの推進	35	
基本目標1	健康づくり	(3)地域医療の推進	36	
		(4)メタボ対策・食育の推進	38	
豊かな暮らしへ		(1)通学路・防犯灯の整備	40	
27.0 00 2 0 0	1-3 暮らしの安心と安全	(2)防災対策と災害時の避難支援体制の充実	42	
		(3)地域防犯・安全活動の推進	45	
		(1)保健福祉サービス・基盤の充実	46	
	1 4 短処理接の女史	(2)地域ケアの推進	48	
	1-4 福祉環境の充実 	(3)相談支援体制の充実	50	
		(4)権利擁護の推進	52	
		(1)就労支援と社会参加の促進	56	
	2-1 参加の促進	(2)サークルの形成と仲間づくり	58	
		(3)世代間交流の実現	60	
++		(1)情報発信方法の拡充	62	
基本目標2	2−2 情報の共有	(2)情報の共有	64	
		(3)集まる場所・機会の拡充	66	
ともに手を携えて		(1)日常生活で支援が必要な人の支援体制の充実	68	
	2-3 人と人とのつながり	(2)地域コミュニティづくりの推進	70	
		(3)市民協働による行動	71	
		(4)ボランティア活動の推進	72	
		(1)福祉のこころづくり	76	
	3-1 福祉のこころづくり	(2)相互扶助の意識づくりと支えあい活動の推進	78	
		(3)地域を支える担い手の育成	80	
		(1)地域福祉計画・地域福祉活動計画		
基本目標3	 3-2 地域力の向上	の推進	82	
		(2)積極的な住民説明	83	
山武らしさを育てる		(3)山武方式の地域福祉の確立	84 85	
		(1)市民の活動拠点整備		
	2_2 性准体制の老化	(2)窓口サービスの充実		
	3-3 推進体制の強化 	(3) <u>民生委員児童委員・福祉推進員</u> の 活動	87	
		(4)市と社会福祉協議会の体制整備	88	

基本目標1 豊かな暮らしへ

【具体的な地域課題】

市民の声・困りごと

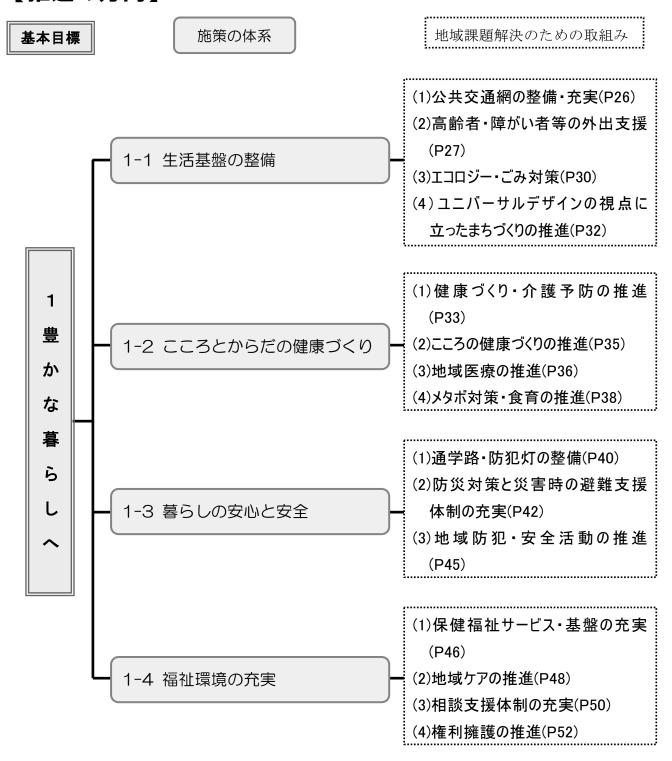
- 〇基幹バスや乗合タクシーが運行されるようになってきたが、まだ基幹バスや路 線バス等の公共交通手段が利用しにくい。
- 〇(運転できなくなった場合も含めて)高齢になって外出手段がない。通院や買い物が不便。地域によって、高齢者の日常の足が確保できない。
- ○障がい者の社会参加を支援してほしい。
- ○ごみの出し方がバラバラだ。収集方法を変えてほしい。
- ○家電等の不法投棄が増えている。
- ○健康づくりの事業に参加したいが、どこでやっているのかわからない。
- ○近くに健康づくりの施設がない。
- ○医師・看護師が不足していると聞く。救急体制の充実をお願いしたい。
- ○通学路等道路に歩道がない。歩道で狭いところがあって危ない。
- ○災害時のことが不安、避難方法や災害情報について知らせてほしい。
- ○災害時に支援が必要な人がいると思う。どのように支援すればよいのか。
- ○防犯灯が無いところがある。



【取組み方針】

「これからもこの地域に住み続けたい」という市民の気持ちを実現できるように、市民の理解と協力を得ながら、豊かな暮らしの基盤と環境づくりを推進します。

【推進の方向】



基本目標1-1 生活基盤の整備

(1) 公共交通網の整備・充実

地域での取組み

取組み

基幹バス、路線バス、電車等公共交通を積極的に利用しましょう。

市ホームページで、基幹バスやシャトルバスの時刻表、乗合タクシーの利用について掲載 していますので、積極的に活用しましょう。

市の取組み

施策	取組み
①基幹バス・乗合タクシー事	■バスや電車との利便性等の向上を図りながら実
業	施し、利用を促進します。
②定期路線バス運行補助事	■通院等日常生活の足として路線バスの運行を継
業	続して補助します。
③「山武市地域公共交通総合	■市民の日常生活の足となる地域公共交通を総合
連携計画」に基づく、運行計	的に連携させるため、「山武市地域公共交通総合
画の改善(山武市生活交通ネ	連携計画」に基づき、定期的に成果を点検しな
ットワーク計画)	がら推進します。

関連施策

- ⇔ 1-1(2) 高齢者・障がい者等の外出支援
- ⇔ 1-1(4) ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進

社協の取組み

施策	取組み	平成	平成	平成	平成	平成	備考
		26 年度	2 / 年度	28 年度	29 年度	30 年度	(該当事業等)
①基幹バス・	⇒公共交通機関を利用し						
乗合いタクシ	て参加しやすい行事・講						
ー・路線バス				<u>l</u>			
	座等の開催に努めます。						
の利用促進	⇒市民に対する情報提供						
		2 to 1 to 2 to 2					
	を行います。	継続		評価			
②公共交通機	⇒ニーズの把握に努めま						
関に関する情	す。						
報提供とニー	, <u> </u>						
	⇒市に公共交通機関の充						
ズ把握 	実を働きかけます。	継続		評価			

(2) 高齢者・障がい者等の外出支援

地域での取組み

取組み

高齢者や障がい者の社会参加を支援するサービスについて知りましょう。

福祉輸送サービスの担い手の確保に協力しましょう。

高齢者のしおりや障がい者の手引き等を活用しましょう。

乗り合わせで外出できるような地域コミュニティ(近所づきあい・友達)を作りましょう。

市の取組み

施策	取組み
①福祉タクシー利用助成事	■障がい者の社会参加を促進するため、移動支援
業(地域生活支援事業)	サービスを継続して実施します。
②福祉輸送サービス運営事	■社会福祉協議会で実施している福祉輸送サービ
業	スについて、外出が困難な要介護認定者等必要
	な人が適切に利用できるように努めます。
③移動支援事業	■屋外での移動が困難な障がい者の自立生活や社
	会生活を促すため、外出支援事業を実施します。

関連施策

- ⇔ 1-1(1) 公共交通網の整備・充実
- ⇔ 1-1(4) ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進
- ⇔ 2-1(1) 就労支援と社会参加の促進
- ⇔ 2-3(4) ボランティア活動の推進



福祉輸送サービス

社協の取組み

施策	取組み	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考 (該当事業等)
①移動困難者	⇒福祉輸送サービスによ						・福祉輸送サ
の外出支援	り、移動困難者を支援し						ービス事業
	ます。	継続		評価			
	⇒高齢者や障がいのある						•福祉車両貸
	方等にスロープや寝台						出事業
	付き車両の貸出しを行						
	います。	継続		評価			
	⇒福祉関係団体等の行う						・マイクロバ
	社会参加事業を支援す		l I	l I			ス貸出事業
	るためマイクロバスの						
	貸出しを行います。	継続		評価			
	⇒車いすの貸出しを行い						▪福祉用具貸
	ます。						出事業
		継続		評価			
	⇒ホームヘルプサービス						・ホームヘル
	と移動支援事業により						プサービス (障害者・高
	外出を支援します。						齢者)
							・高齢者の移
		継続		評価			動支援
	⇒住民参加型在宅福祉(家						·住民参加型 在宅福祉(家
	事援助)サービスによ						年七価値(家
	り、買い物代行や散歩の						ビス
	付き添いを支援します。	継続		評価			
②外出支援ボ	⇒障がい者を対象とした						
ランティアの	外出ボランティアを養						
養成	成し、その活動を支援し						
	ます。	継続		評価			





(3) エコロジー・ごみ対策

地域での取組み

取組み

ごみの分別方法や収集日等、ごみの出し方を家族と共有し、みんなでルールを守るように しましょう。

無駄の少ない生活を心がけ、ごみを減らす工夫をしましょう。

バスや電車等の公共交通を利用したり、節水するなど、自分が身近にできることから環境 対策に少しずつ取組みましょう。

環境美化活動やリサイクル活動に参加・協力しましょう。

市の取組み

施策	取組み
①ごみゼロ運動・リサイクル	■家庭ごみの出し方のチラシを活用し、共通ルー
運動	ルの定着、ごみの分別収集への意識の向上を図
	ります。
	■ごみ集積箱の設置を促進します。
	■ごみの減量化に向けて、段ボール・雑誌等古紙
	類の分別を進めます。容器包装廃棄物の分別収
	集に取組みます。
②不法投棄防止対策事業	■地域からの通報や環境パトロールにより、不法
	投棄防止対策を推進します。
③地球温暖化防止対策事業	■市・事業者・市民それぞれが問題意識をもって
	協力しあい、地球温暖化の防止に取組めるよう
	に、計画を作成して進めます。
④生活環境・環境美化活動	■犬の糞の始末等、飼い主のマナー向上を図りま
	す。
	■地域からの通報や環境パトロールにより、臭気
	対策に対応していきます。

関連施策

⇔ 2-3(4) ボランティア活動の推進

施策	取組み	平成	平成	平成	平成	平成	備考
2021	37,1100	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	(該当事業等)
①環境美化活	⇒ <u>ゴールドクラブ</u> の環境						
動の促進	美化活動を促進します。						
	⇒地区社会福祉協議会の						
	環境美化活動を支援し						
	ます。	継続		評価			
②リサイクル	⇒アルミ缶、古紙、牛乳パ						
活動への取組	ック等の回収活動を促						
み	進します。	継続		評価			
③環境問題へ	⇒市福祉作業所で生産し						
の取組み	ている「 <u>EMぼかし</u> 」の						
	利用促進のため、啓蒙活						
	動を進めていきます。	継続		評価			
④環境ボラン	⇒エコリーダー、ボランテ						
ティアの育	ィアを育成し、市民に対						
成・活動支援	する啓発活動を促進し						
	ます。	継続		評価			



ボランティア体験 (海岸清掃)

(4) ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進

地域での取組み

取組み

市内の<u>バリアフリー</u>に配慮した施設や設備を知り、みんなで大切に利用しましょう。 地域内で改善が必要な道路や危ない場所等をみつけたら、市役所に連絡しましょう。 高齢者や障がいのある人等が段差や移動等で困っていたら、手助けしましょう。

市の取組み

施策	取組み
①道路の整備と維持管理	■緊急性等を踏まえ計画的な整備を促進するとと
	もに、バリアフリーに配慮した整備に努めます。
②駅前広場をはじめとする	■駅前広場をはじめとする公共施設等の整備にあ
公共施設等の整備の推進	たっては、ユニバーサルデザインに配慮した整
	備に努めます。
③住宅改修費支給事業	■快適な住環境の向上に向けて、介護保険サービ
	スや高齢者福祉サービス、障がい福祉サービス
	により、住宅改修費の支給及び日常生活用具の
	給付等を行い、在宅での生活を支援します。
④バリアフリー・ユニバーサ	■福祉教育やボランティア活動等を通じて、バリ
ルデザインの啓発	アフリーやユニバーサルデザインに関する周
	知・啓発に取組みます。

関連施策

- ⇔ 1-1(1) 公共交通網の整備・充実
- ⇔ 1-1(2) 高齢者・障がい者等の外出支援
- ⇔ 2-3(4) ボランティア活動の推進
- ⇔ 3-1(1) 福祉のこころづくり

施策	取組み	平成	平成	平成	平成	平成	備考
אפטנו	42/1000	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	(該当事業等)
①ユニバーサ	⇒ユニバーサルデザイン						
ルデザインへ	に関する勉強会を開催						
の取組みと啓	し、考えるきっかけづく						
発	りをします。	新規		評価			

基本目標1-2 こころとからだの健康づくり

(1) 健康づくり・介護予防の推進

地域での取組み

取 組 み

各地区で、健康づくりを支援する教室があることや、健康増進施設の活用方法を知りましょう。また、市の広報や保健事業案内、ホームページ等を見て、健康づくりに関する教室に参加してみましょう。

運動公園や市内名所旧跡めぐりのウォーキングコース等、身近な場所が運動の場となります。運動が健康づくりに大切なことを理解し、日常生活に習慣づけられるようにしましょう。

健康づくりの大切さを知り、健康づくりを実践しましょう。そして、そのことを家族や地域の人に伝えたり、地域の健康づくりを支援する活動に参加しましょう。

市や事業所、病院等で実施する各種健康診査やがん検診等を定期的に受け、自分の健康状態を知りましょう。

市の取組み

施策	取 組 み
①さんぶの森元気館・蓮	■さんぶの森元気館・蓮沼健康増進室において各種運
沼健康増進室等での各種	動教室を開催し、市民の健康維持増進の機会を提供
健康づくり	します。
	■身近な場所・施設で健康づくり事業を展開します。
②介護予防事業	■高齢者が自ら介護予防に関心を持ち、取組めるよ
	う、介護予防教室を開催し、参加を促進します。ま
	た、自主的な介護予防のサークル活動を支援しま
	す。
	■介護予防が特に必要な高齢者には、運動器の機能向
	上・栄養・口腔・閉じこもり・認知症の予防を図る
	ための介護予防教室を行い、継続的に支援します。
③認知症サポーター養成	■認知症について正しい知識を啓発し、地域での見守
講座	り活動等の認知症支援施策を推進します。
④ <u>ライフステージ</u> に応じ	■子どもの頃から、ライフステージに応じて望ましい
た健康づくりの推進	生活習慣を身につけ、心身の健康を維持・増進し、
	健やかに生活できるように、健康教育・健康相談等
	を実施し、健康に関する正しい知識の普及を図りま
	す。また、各種健康診査及びがん検診等を実施する
	ことにより病気の予防、早期発見、早期治療につな
	げます。

施策	取組み
⑤健康増進計画の推進	■健康増進計画に基づき、市民の健康づくりを支援し
	ます。

関連施策

⇔ 1-2(2) こころの健康づくりの推進

⇔ 1-2(3) 地域医療の推進

⇔ 1-2(4) メタボ対策・食育の推進

⇔ 1-4(1) 保健福祉サービス・基盤の充実

⇔ 1-4(2) 地域ケアの推進

施策	取組み	平成	平成	平成	平成	平成	備考
אטוו	以外	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	(該当事業等)
① <u>小地域</u> 健康	⇒サロン活動が活発にな						・ふれあいい
づくり体制の	るよう支援し、参加しや						<u>きいきサロン</u>
支援	すい体制づくりに努め						
	ます。	継続		評価			
	⇒介護予防活動をサポー						きらきら老
	トするボランティアの						後介護隊養
	育成に努めます。	継続		評価			成講座
	⇒高齢者を中心に、健康増				1		・いきいきわ
	進と生きがいづくりを						くわく教室
	促進する教室を開催し						
	ます。	継続		評価			
②介護者への	⇒介護をしている方等を				7		・介護者リフ
支援	対象に、心身のリフレッ						レッシュ事業
	シュを図る相談会や交						
	流会を開催します。	継続		評価			
	⇒基本的な介護知識や介						みんなの介
	護予防についての勉強						護スクール
	会を開催します。	継続		評価			事業

(2) こころの健康づくりの推進

地域での取組み

取 組 み

こころの健康について正しい知識を持ち、近所で見守りや声かけに取組みましょう。

こころの健康について相談できる場所や窓口を知りましょう。

休養、睡眠の大切さ、ストレスの解消方法を知りましょう。

市の取組み

施策	取組み
①自殺予防対策	■こころの健康について継続して啓発するととも
	に、相談窓口の周知を図ります。
	■自殺対策連絡協議会を開催します。
②精神保健相談、心と体の相	■精神障がいのある人の相談の場や日中の活動の
談デイサービス事業	場としてデイサービスを実施します。

関連施策

- ⇔ 1-2(1) 健康づくり・介護予防の推進
- ⇔ 1-3(3) 地域防犯・安全活動の推進
- ⇔ 1-4(1) 保健福祉サービス・基盤の充実
- ⇔ 1-4(2) 地域ケアの推進

施策	取組み	平成	平成	平成	平成	平成	備考
		26 年度	21 年度	28 年度	29 年度	30 年度	(該当事業等)
①こころの健	⇒市や関係機関等と連携						•自殺対策連
康づくりへの	し、こころの健康づくり						絡協議会へ の参加
取組み	に関する啓発活動を推						の参加
	進します。	継続		評価			
	⇒傾聴ボランティアを育				1		・傾聴ボラン
	成し、こころに悩みを持						ティアの育成
	つ方やその家族の支援						
	に努めます。	継続		評価			

(3) 地域医療の推進

地域での取組み

取 組 み

日頃から健康に留意し、緊急時以外の時間外診療・救急外来・救急車の適切な利用をこころがけましょう。

かかりつけ医を持ちましょう。緊急時の対応について、かかりつけ医と相談しておきましょう。

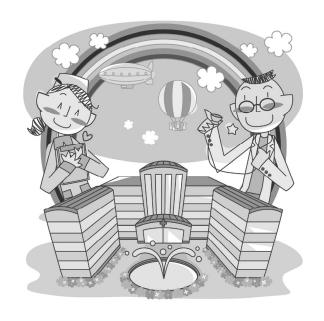
夜間救急診療所や救急体制、休日当番医表は、市広報・新聞・市ホームページに掲載され ていますので、日頃から確認しておくようにしましょう。

市の取組み

施策	取組み
①医療体制の充実	■さんむ医療センターの病院運営に対し、安定した医療
	サービスが提供できるよう支援します。
	■医学生・看護学生奨学金貸付事業を継続実施し、医療
	体制の確保に努めます。
	■市三師会(医師会・歯科医師会・薬剤師会)の活動を
	支援します。
②地域医療の推進	■市民がかかりつけ医を持つことの必要性を周知しま
	す。
	■救急医療の状況を周知することにより、症状に応じた
	適正な救急医療を受けられる環境づくりを推進しま
	す。
	■健康管理や家庭での医療対処法(看護・介護)の普及
	を図ります。

- ⇔ 1-2(1) 健康づくり・介護予防の推進
- ⇔ 1-4(1) 保健福祉サービス・基盤の充実

施策	取組み	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29.年度	平成 30 年度	備考 (該当事業等)
①市民に向けたはお担供と	⇒市民・ボランティアを対			20 +12	20 +12	00 T/Q	(欧コ学末号)
た情報提供と 知識づくり	象に基礎的な救急・応急 法の講習等を実施しま						
	す。	継続		評価			
	⇒医療機関や福祉関係機				7		
	関と連携し、市民に向け						
	た情報の提供に努めま						
	す。	継続		評価			



(4) メタボ対策・食育の推進

地域での取組み

取組み

特定健康診査を定期的に受診しましょう。家族にも受診を勧めましょう。

健康教室や特定保健指導等に参加し、生活習慣の改善を実践しましょう。

季節感のある食物、地域の産物を知り、地産地消を進めましょう。また、野菜をたくさん 食べるようにしましょう。

自分の健康、家族の健康を考え、生活習慣や食習慣を見直しましょう。

いろいろな健康教室や食育の教室に参加し、家族みんなで健康に過ごしましょう。

市の取組み

施策	取組み
①特定健康診査・特定保健指	■糖尿病や脳血管疾患等の生活習慣病の原因とな
導事業	るメタボリックシンドロームに着目した健康診
	査と保健指導を実施します。
②糖尿病予防事業	■糖尿病予防のための啓発や保健指導を実施しま
	す。
③食育と地産地消の推進	■子どもから高齢者まで食に対する正しい知識が
	深められ、地産地消が進むように、食育推進計
	画に基づき、様々な場面・機会で関係機関や団
	体と連携して食育を推進します。
	■1日3食きちんと食べる食生活を推進します。

- ⇔ 1-2(1) 健康づくり・介護予防の推進
- ⇔ 1-4(1) 保健福祉サービス・基盤の充実

施策	取組み	平成	平成	平成	平成	平成	備考
130711	- 17412-7	26 年度	27年度	28 年度	29 年度	30 年度	(該当事業等)
①健康的な食	⇒基本的な食事づくりや						・男の料理教
環境づくり	健康づくりを促進する						室
	ため、男性を対象とした						
	料理教室を実施します。	分 业		=11 / 13E			
		継続		評価			
	⇒在宅で介護をしている						みんなの介
	方や関心のある方へ介						護スクール
	護食の学習会を実施し						事業
	ます。	継続		評価			
	⇒保健師や管理栄養士等				7		
	と連携し、健康的な食環						
	境づくりの啓発を行い						
	ます。	継続		評価			



集団健診



児童を対象とした食育の様子

基本目標1-3 暮らしの安心と安全

(1) 通学路・防犯灯の整備

地域での取組み

取 組 み

身近な地域のなかで、危ないと感じる場所や施設、高齢者や障がい者、子ども連れの利用 に配慮されていない施設等を日頃から気にかけ、機会があったら地域の人に知らせたり、 話し合いをしましょう。

お住まいの地域で行われている啓発活動などに関心をもちましょう。

地域の防犯灯や安全施設の適切な維持・管理に協力しましょう。

市の取組み

施策	取組み
①通学路等の道路の改	■地域の実情に応じて、通学路への歩道設置等、現地
善・整備の促進	調査を行い、重要性・緊急性を考慮しながら順次整
	備を促進します。
	■道路パトロールや、道路利用者からの情報により、
	破損個所の補修や、道路の除草作業等を行い、道路
	環境の改善に努めます。
②防犯灯維持管理事業	■安全で安心なまちづくり推進条例に基づき、地域か
	らの要望等に対し、防犯灯の設置と修繕、交通安全
	施設の設置等を行います。
③防犯対策事業	■市内で開催される行事及び商店等において、警察と共
	同で防犯及び盗難防止等に係る街頭啓発を実施しま
	す。また、新1年生に防犯ブザーを配布します。
④学校安全対策推進事業	■子どもが安全に登下校できるように、学校支援ボラン
	ティアや <u>スクールガードリーダー</u> による登下校指導
	等により、地域の見守り活動の拡充を図ります。

- ⇔ 1-3(3) 地域防犯・安全活動の推進
- ⇔ 2-2(2) 情報の共有

施策	取組み	平成	平成	平成	平成	平成	備考
אנטוו	42/10/2	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	(該当事業等)
①通学路・防	⇒通学路・防犯灯の整備に						
犯灯の整備の	関する市民からの意						
促進	見・要望を市に情報提供						
	します。	継続		評価			
	⇒地区の危険な道、場所						
	等、自らの地区の安全を						
	考える活動を積極的に						
	支援します。	継続		評価			





(2) 防災対策と災害時の避難支援体制の充実

地域での取組み

取組み

日頃から広報や市ホームページ等の防災情報に注意して、いざという時の準備をしましょう。

自主防災組織の活動や避難訓練等の地域の防災活動に積極的に参加しましょう。

消防団への加入を推進しましょう。

区・自治会・自主防災組織で避難訓練等を実施することにより、災害時に支援が必要な人を地域内で把握し、日頃からの声かけや災害時の安否確認、連絡・支援体制づくりに努めましょう。

「山武市防災情報(ハザードマップ)」等を活用し、避難場所や家族との連絡方法等を話し合う家族防災会議を開きましょう。

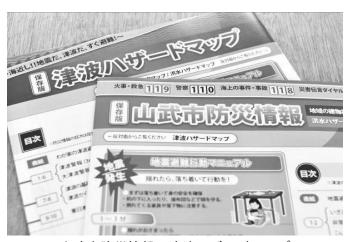
災害時に備えて、3日間分以上の水・食料等の備蓄を心がけ、貴重品や処方薬等を入れた 非常用持出袋を準備しましょう。

市の取組み

施策	取組み
①防災対策の推進	■「山武市地域防災計画」に基づき、防災対策を
	推進します。
	■災害に強いまちを目指して、災害に対する正し
	い知識の普及と防災意識の高揚を図ります。
②防災行政無線運用事業	■屋外子局の保守・点検と、戸別受信機の貸与に
	より、聞きにくい箇所等を解消します。
③自主防災組織育成事業	■地域等を基盤にした自主防災組織を育成し、避
	難訓練等の活動を支援します。
④消防団運営事業	■消防団活動の活性化を図ります。
⑤災害時の避難に支援を必	■個人情報の保護に配慮しながら、災害時の避難
要とする人の支援体制の充	に支援が必要な人の把握を行い、支援体制の確
実	保を図ります。

- ⇔ 2-2(2) 情報の共有
- ⇔ 2-3(2) 地域コミュニティづくりの推進
- ⇔ 3-1(2) 相互扶助の意識づくりと支えあい活動の推進
- ⇔ 3-1(3) 地域を支える担い手の育成

施策	取組み	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考 (該当事業等)
①防災ネット ワークづくり	⇒市と連携し災害時に支援が必要な市民の把握に努め、要援護者の安否						
	確認ができる仕組みづ くりを進めます。	継続		評価			
	⇒被災者の生活支援・自立 と地域復興につながる 活動ができるよう、ボラ						
	ンティアのネットワー クづくりを推進します。	継続		評価			
	⇒災害時の社会福祉協議 会事業が円滑に実施で きるよう独自のネット						
	ワークづくりを進めま す。	継続		評価			
②市民主体による防災活動	⇒地区社会福祉協議会の 防災活動を支援します。	継続		評価			
の推進	⇒市民に対し、防災・減災 及び災害時の対応に関 する学習会や広報活動						
	を行い、防災意識の啓発 を行います。	継続		評価			
	⇒日本赤十字社千葉県支 部山武市地区活動を支 援します。	継続		評価			



山武市防災情報・津波ハザードマップ

施策	取組み	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考 (該当事業等)
③被災者への	⇒災害ボランティアセン						
対応	ターを設置し、被災者の						
	生活の復旧・復興に努め						
	ます。	継続		評価			
	⇒災害に関する相談窓口						
	を設置します。	継続		評価			
	⇒市と連携し、救援物資、						
	見舞金の支給を行いま						
	す。	継続		評価			
	⇒ <u>指定管理施設</u> である成						
	東老人福祉センターは						
	広域避難場所に指定さ						
	れているため、災害時の						
	支援体制を確立します。	継続		評価			
④災害ボラン	⇒研修、訓練等を実施し、						
ティア活動の	災害時に具体的な活動						
支援	ができる災害ボランテ						
	ィアを育成します。	継続		評価			
	⇒ <u>災害ボランティアセン</u>						
	<u>ター</u> を設置し、災害時の						
	ボランティア活動を支						
	援します。	継続		評価			
	⇒災害ボランティア活動						
	を支援するための資金		l	l			
	や物資の確保に努めま						
	す。	継続		評価			
⑤地域防災計	⇒災害時における社会福						・山武市防災
画への参画	祉協議会の役割や災害						会議への参
	ボランティアセンター						加
	の設置等具体的な内容						
	を含んだ計画になるよ						
	うに提案していきます。	継続		評価			

(3) 地域防犯・安全活動の推進

地域での取組み

取組み

『一人ひとりの目が安全をつくる』を基本に、地域の安全活動に参加・協力しましょう。 地区内のあいさつ運動等に参加・協力しましょう。

犬の散歩の時間を子どもたちの登下校時間に合わせるなど、自分達でできる見守り活動を はじめましょう。

市の取組み

施策	取 組 み
①防犯パトロール事業	■防犯協会、防犯パトロール隊、青少年育成市民会
	議等の関係機関と連携し、地域の見守り活動の拡
	充を図ります。
②市防犯協会支援事業	■市防犯協会の活動を支援します。
③消費生活センター事業	■消費生活に係る苦情相談の解決、助言及び予防
	のための啓発等を行い、暮らしの安全を守るた
	めに消費生活センター事業の充実を図ります。

関連施策

⇔ 1-2(2) こころの健康づくりの推進

⇔ 1-3(1) 通学路、防犯灯の整備

⇔ 2-2(2) 情報の共有

施策	取組み	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考 (該当事業等)
①地域防犯活	⇒学校・PTA・教育委員						
動の推進	会・警察等と連携し、見						
	守り活動を支援します。	継続		評価			
	⇒地域防犯活動の重要性				4		
	を住民に啓発するとと						
	もに、住民相互の取組み						
	を推進します。	継続		評価			
②地域防犯に	⇒地域防犯に関する情報						
関する情報提	を様々な形で市民に提						
供	供します。	継続		評価			

基本目標1-4 福祉環境の充実

(1) 保健福祉サービス・基盤の充実

地域での取組み

取組み

市や社会福祉協議会で実施している保健福祉サービスや、市内のサービス提供事業所について知りましょう。

市の取組み

施策	取組み
①保健福祉サービスの提	■保健福祉サービスのサービス提供体制の確保・充実
供・基盤の充実	を図ります。
	■サービス提供事業所との連携強化と情報提供に努
	めます。
②保健福祉・医療人材の	■保健福祉・医療の人材の育成や確保に努めます。各
育成・確保	種研修への参加を促進します。
③保健福祉サービスの適	■サービスを必要とする人が適切に利用できるよう
切な利用の促進	に支援します。
④保健福祉・介護・医療	■保健福祉・介護・医療に関係する機関及び事業所等
の連携	との連携を図ります。
⑤サービス評価体制の確	■サービス提供事業所等のサービスの質の向上を図
保と苦情処理体制の推進	るため、サービス評価手法を取り入れられるように
	働きかけるとともに、必要な情報提供等に努めま
	す。
	■利用者からの苦情等に対応するための体制を確保
	し、適切な対応に努めます。

- ⇔ 1-2(1) 健康づくり・介護予防の推進
- ⇔ 1-2(2) こころの健康づくりの推進
- ⇔ 1-2(3) 地域医療の推進
- ⇔ 1-2(4) メタボ対策・食育の推進
- ⇔ 1-4(2) 地域ケアの推進
- ⇔ 1-4(3) 相談支援体制の充実
- ⇔ 3-3(2) 窓口サービスの充実

施策	取組み	平成	平成	平成 28 年度	平成	平成	備考
		20 4 及	乙1 牛皮	20 4及	29 4 及	30 4度	(該当事業等)
①サービスの	⇒地域の福祉資源・サービ						
体系化と質の	スを把握・整理し、情報						
向上	を提供できるようにし						
	ます。						
	⇒現行の社会福祉協議会						
	サービスのさらなる充						
	実に努めます。	継続		評価			
②苦情解決相	⇒市民の方が適切にサー						・福祉サービ
談の受付	ビスを受けることがで						スに対する
	きるように苦情の受付						苦情解決
	を行います。	継続		評価			



(2) 地域ケアの推進

地域での取組み

取組み

誰もが地域で自立した生活を送れるように、高齢者や障がい者を地域で支える取組みについての理解を深め、日頃からの見守りや声かけ活動等に参加・協力しましょう。

市の取組み

施策	取組み
①地域ケアや地域生活移	■支援や介護が必要な高齢者が地域で尊厳を保持し
行の体系づくり	ながら暮らせるように、 <u>地域包括ケアシステム</u> の構
	築を目指した取組みを推進します。
	■障がいのある人が地域で暮らせるように、地域生活
	移行を促進するための基盤整備や体制づくりに取
	組みます。
	■認知症について正しい知識を啓発し、地域での見守
	り活動等の認知症支援施策を推進します。
②介護者支援の推進	■介護者の高齢化が進んでいるため、介護負担を軽減
	し、介護が必要な方が自宅での生活を継続できるよ
	うに、介護についての知識の普及や、介護の相談、
	介護者同士の交流等介護者を支援する取組みを、社
	会福祉協議会やサービス提供事業者と連携して進
	めます。
③ <u>ケアマネジメント</u> の推	■支援や介護が必要な高齢者等が自立して地域で生
進	活できるように、また介護予防の視点から必要なサ
	ービスを利用できるように、適切で総合的なケアマ
	ネジメントに努めます。
	■公的サービスだけでなく、各種保健福祉サービスや
	地域資源を利用した支援を取り入れたケアマネジ
	メントに努めます。
	■地域包括支援センターでは、ケアマネジャーからの
	相談へ対応するなど、包括的な支援に努めます。

関連施策

⇔ 1-2(1) 健康づくり・介護予防の推進

⇔ 1-2(2) こころの健康づくりの推進

⇔ 1-4(1) 保健福祉サービス・基盤の充実

⇔ 1-4(3) 相談支援体制の充実

施策	取組み	平成	平成	平成	平成	平成	備考
		26 年度	27年度	28 年度	29 年度	30 年度	(該当事業等)
①他職種間の	⇒保健・医療・福祉の連携						
連携強化	強化に努めます。						
建捞蚀化	短化に劣めまり。						
		継続		評価			
②地域力の強	⇒地域での支えあいの力						
化	を強化します。			Î			
10	2 1年11日レム り。						
		継続		評価			
③ケアマネジ	⇒社会福祉協議会自らが						
メントカの強	ケアマネジメントを行						
化	う力を強化します。	継続		評価			





(3) 相談支援体制の充実

地域での取組み

取組み

保健福祉等に関する相談窓口やサービス提供事業者について知りましょう。

保健福祉に関する相談がある場合は、地域の民生委員児童委員に聞いてみたり、市や社会福祉協議会の広報やホームページを活用しましょう。

市の取組み

施策	取組み
①地域包括支援センター	■地域包括支援センターで、支援が必要な高齢者の相
運営事業	談対応に努めます。
②地域生活相談支援事	■障がいのある人の暮らしと自立を支えるため、相談
業・地域活動支援センタ	支援事業と地域活動支援センター事業を推進し、相
ー事業	談支援事業者及び地域自立支援協議会等との連携
	を強化します。
③子育て支援センター・	■子どもの成長や子育て、家庭問題等の相談に適切に
家庭児童相談室等での相	対応し、子どもと子育て家庭を支援します。
談事業	
④家庭教育相談事業の推	■幼児期や少年期の子育て、児童・生徒の健全育成の
進	ため、家庭教育相談事業の推進に努めます。
⑤各種相談窓口の連携と	■必要に応じて庁内及び関係機関等で連携し、適切な
窓口サービスの向上	支援に努めます。

- ⇔ 1-4(1) 保健福祉サービス・基盤の充実
- ⇔ 1-4(2) 地域ケアの推進
- ⇔ 1-4(4) 権利擁護の推進
- ⇔ 3-3(3) 民生委員児童委員・福祉推進員の活動

施策	取組み	平成	平成	平成 28 年度	平成	平成	備考
①相談機関同 士の連携	⇒他の相談機関や市各課 の窓口等と連携を図り ます。	継続	21 +皮	評価	29 4度	30 年度	(該当事業等)
②相談支援体 制の充実	⇒悩み相談の窓口として、 心配ごと相談、弁護士相 談を継続して実施しま す。 ⇒あらゆる相談に対し、適						・心配ごと相 談・法律相談 ・職員研修の 実施
	切な対応ができるよう 事務局体制を整えます。	継続		評価			





子育て支援センター



心配ごと相談所

(4) 権利擁護の推進

地域での取組み

取組み

認知症や障がい等で判断力が低下した人の権利を擁護する窓口や取組みがあることを知りましょう。

地域で困っている人からの相談を受けたら、民生委員児童委員や福祉推進員、市の相談窓口を紹介しましょう。

市の取組み

施策	取組み
①成年後見制度利用援助	■認知症や障がい等により判断能力の低下した高齢
事業	者・障がい者の権利が保持されるように、成年後見
	制度についての相談及び利用援助を行います。
	■日常の金銭管理や福祉サービスの利用援助が必要
	な人へ、日常生活自立支援事業の周知を図ります。
②相談及び支援の連携	■地域包括支援センター、障がい福祉サービスの相談
	支援事業者、社会福祉協議会等、権利擁護に係る相
	談窓口など相談支援のネットワーク化に取組み、連
	携体制を確保します。
③高齢者、障がい者、児	■児童・高齢者・障がい者への虐待防止に向けて啓発
童への虐待及びDVの防	を行います。
止と支援体制の確保	■地域包括支援センター、障がい者虐待防止センタ
	一、要保護児童対策地域協議会等が中心となって、
	虐待の恐れのあるケースや支援が必要な場合の支
	援体制と庁内及び関係機関、地域とのネットワーク
	を確保し、迅速で適切な支援に努めます。

- ⇔ 1-4(3) 相談支援体制の充実
- ⇔ 3-1(1) 福祉のこころづくり
- ⇔ 3-3(3) 民生委員児童委員・福祉推進員の活動

施策	取組み	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考 (該当事業等)
①日常生活自 立支援事業の 推進	⇒関係機関と連携し、日常 生活自立支援事業の充 実を図ります。						・日常生活自 立支援事業
	⇒日常生活自立支援事業 の周知・徹底に努めま						
	す。	継続		評価			
②成年後見制	⇒関係機関と連携して成						
度活用の推進	年後見制度の啓発と情						
	報提供を行います。						
	⇒認知症や障がい等によ		 				
	り判断能力の不十分な						
	人を支援するため、成年						
	後見制度の実施団体と						
	なる検討を進めます。	継続		評価			
③市民後見制	⇒市民の高齢化率が高ま						
度の充実	るなか、認知症等の障害						
	により、判断能力の不十						
	分な人を支援するため、						
	成年後見制度の実施団						
	体となる検討を進めま						
	す。	継続		評価			
③権利擁護に	⇒権利擁護に関する学習						
関する啓発	会や啓発活動を推進し						
	ます。	継続		評価			

基本目標2 ともに手を携えて

【具体的な地域課題】

市民の声・困りごと

- ○障がい者の就労や社会参加を支援してほしい。地域の活動にもっと参加したい。
- ○高齢者の働く場・活躍する場を拡充してほしい。
- 〇子どもと高齢者が一緒に過ごしたり、交流する機会があるとよい。
- ○地域に憩いの場がない。
- 〇地域で多世代が参加できる行事をもっと開催してほしい。行事等で地域の人と 知り合って、つながりができると思う。
- ○地域の情報が入ってこない、健康に関する情報が少ない。
- ○各種情報をもっとわかりやすく知らせてほしい。
- ○個人情報の保護は必要だが、地域内の支援が必要な人の情報がわからない。
- ○地域と市で一緒に取組まないと解決しない問題がある。
- ○地域の中で支えあいの活動が大切だと思う。
- 〇地域で自立して暮らすために、ちょっとしたお手伝いや見守りを必要とする人 が増えている。
- ○ボランティアに関心があるが、どこに聞けばよいのかわからない。また、きっかけがない。



【取組み方針】

身近な地域のこと知り、地域の人と知り合い、ともに手を携えて支えあう 仕組みづくりを目指します。このため、情報の提供や参加のきっかけづく り等に取組み、様々な市民活動への参加を促進します。

【推進の方向】

施策の体系 地域課題解決のための取組み 基本目標 (1) 就労支援と社会参加の促進 (P56) 2-1 参加の促進 (2)サークルの形成と仲間づくり(P58) (3)世代間交流の実現(P60) 2 لح ŧ (1)情報発信方法の拡充(P62) 1= 2-2 情報の共有 (2)情報の共有(P64) 手 (3)集まる場所・機会の拡充(P66) を 携 え て (1)日常生活で支援が必要な人の 支援体制の充実(P68) 2-3 人と人とのつながり (2)地域コミュニティづくりの推進(P70) (3)市民協働による行動(P71) (4)ボランティア活動の推進(P72)

基本目標2-1 参加の促進

(1) 就労支援と社会参加の促進

地域での取組み

取組み

高齢者の経験を活かせる場や、障がい者が担えることはたくさんあり、かけがえのない地域の力であることを知りましょう。

高齢者や障がい者が身近な地域、職場等で就労できるように支援しましょう。

シルバー人材センターの活動や、市福祉作業所の活動に関心をもちましょう。

市の取組み

施策	取組み
①福祉作業所の管理運営、	■指定管理者制度により、市内3か所の福祉作業所の
施設整備事業	管理・運営を行います。
	■障がい福祉サービス体系により、利用者の就労につ
	ながるように事業を展開します。
	■市福祉作業所の授産品を展示・販売する場の拡充、
	就業の相談等に取組みます。
②障がい者の社会参加活	■地域生活支援事業を通じての社会参加活動促進事
動促進事業と意思疎通支	業をはじめ地域活動への参加を促進します。
援事業	■各種活動への参加を支援するため、意思疎通を図
	り、移動支援等により、様々な活動への参加を支援
	します。
③高齢者の働く場・活躍の	■公共職業安定所等の紹介と、シルバー人材センター
場の拡充と生きがい対策	利用案内について、情報提供を拡充します。
の推進	■シルバー人材センターの職種と受注数の増加に向
	けた取組みを支援します。
	■高齢者が高齢者を支えたり、福祉サービスの担い手
	等として、活動が広がるように取組みます。

- ⇔ 1-1(2) 高齢者・障がい者等の外出支援
- ⇔ 2-1(2) サークルの形成と仲間づくり
- ⇔ 2-1(3) 世代間交流の実現

施策	取組み	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考 (該当事業等)
①市民の力を	⇒団塊の世代や高齢者や						・健康福祉ま
活かす取組み	障がい者が参加しやす						つり
	い事業やイベントを積						
	極的に企画するととも						
	に、活躍できる場づくり						
	に努めます。	継続		評価			
②福祉作業所	⇒自立訓練の利用者に対						
(自立訓練・	して、生活能力の維持、						
就労継続支援	向上等のために必要な						
B型)の運営	支援や訓練を実施して						
管理の充実	いきます。	継続		評価			
	⇒就労継続支援 B 型の利						
	用者に対して、就労に向						
	けた情報の提供や訓練						
	を実施し、賃金の増額に						
	努めます。	継続		評価			
	⇒福祉作業所作製物品等						
	の展示・販売する場の拡						
	充を図ります。	継続		評価			
③介助・就労	⇒福祉施設・団体等と連携						
支援ボランテ	し、ボランティアの養成						
ィアの養成	に取組みます。	継続		評価			
④障がい者の	⇒中核地域生活支援セン				4		
社会参加の促	<u>ター (さんむエリアネッ</u>						
進	<u>ト)</u> 等の相談事業所や行						
	政と連携し支援します。	継続		評価			



健康福祉まつり



福祉作業所

(2) サークルの形成と仲間づくり

地域での取組み

取組み

関心・興味のある活動についての情報を得て、気軽に参加してみましょう。

集まった仲間でグループやサークルをつくりたい場合は、社会福祉協議会や市民自治支援 課に相談してみましょう。

市の取組み

施策	取組み
①地域交流活動補助事業	■地域での自主的な交流活動を支援します。
②市民活動フェスタ事業	■多様な市民活動団体の育成を図るため、市民活
	動フェスタの開催を支援します。
③生涯学習、スポーツ・レク	■趣味の活動、学習活動、スポーツ・レクリエー
リエーション団体の活動支	ション活動を行っているグループには、施設の
援	利用等の支援を行います。
	■指導者や世話人等の確保に努めます。
④高齢者・障がい者グルー	■子育てサークルと子育てを支援するグループの
プ、介護予防・子育てサーク	活動を支援します。
ル等の活動の推進	■障がい者グループや介護予防サポーターの活動
	を支援します。

- ⇔ 2-1(1) 就労支援と社会参加の促進
- ⇔ 2-1(3) 世代間交流の実現
- ⇔ 2-3(4) ボランティア活動の推進
- ⇔ 3-1(2) 相互扶助の意識づくりと支えあい活動の推進
- ⇔ 3-1(3) 地域を支える担い手の育成

施策	取組み	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考 (該当事業等)
①当事者団体 等の活動支援	⇒ゴールドクラブ連合会、 身体障害者福祉会、<u>手を</u><u>つなぐ親の会</u>等の活動を支援します。	継続		評価			
	⇒団体の活動を支援する ボランティアの育成に 努めます。	継続		 評価			
②こころでつ ながる仲間づ くりの推進	⇒地域における孤立化を 防ぐため相談会や意見 交換会を実施し、交流と 仲間づくりを促進しま						・介護者リフ レッシュ事業 ・ふれあいい きいきサロン
	す。	継続		評価			



市民活動フェスタ



手をつなぐ親の会



身体障害者福祉会

(3) 世代間交流の実現

地域での取組み

取 組 み

地域の祭り等は様々な世代の方が参加します。そうした地域の行事に参加しましょう。

世代を超えて一緒に過ごす機会をもちましょう。

市や社会福祉協議会では、多世代が参加できるような行事を行っています。そうした行事 に参加しましょう。

市の取組み

施策	取組み
①市民活動フェスタ事業	■多世代が参加できるように、多角的な市民活動
	が活発になるように支援します。
②子ども・子育て家庭、高齢	■子育て世代の集まる場として3か所の子育て支
者等の交流事業	援センターにより、育児不安の解消や交流活動
	を行い、子育てを支援します。
	■高齢者と子どもがふれあう場の拡充を図りま
	す。
③いきいき体験教室・遊びス	■安全性の確保に努めながら、体験活動を通じて
テーション事業、職場体験学	異年齢の子ども達の交流を図ります。
習	■受入れ先の拡充を図り、職場体験学習を実施し
	ます。
④放課後子ども教室推進事	■放課後子ども教室の運営にあたり、高齢者や地
業	域の人が関わり、子どもたちと一緒に過ごせる
	時間がもてるように推進します。

- ⇔ 2-1(1) 就労支援と社会参加の促進
- ⇔ 2-1(2) サークルの形成と仲間づくり
- ⇔ 2-2(3) 集まる場所・機会の拡充
- ⇔ 2-3(3) 市民協働による行動

施策	取組み	平成	平成	平成	平成	平成	備考
20714		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	(該当事業等)
①世代間交流	⇒地区社会福祉協議会や						•福祉教育助
活動の推進	学校が主催する地域と						成事業
	子どもが参加・交流する						·地区社会福 祉協議会世
	行事等の開催を推進し						他 励 硪 云 但 代間交流事
	ます。	継続		評価			業
	⇒ゴールドクラブ連合会						
	等が実施している世代						
	間交流事業を支援しま						
	す。	継続		評価			
②子育て世代	⇒子どもとその保護者が						・家族ふれあ
の交流の促進	様々な世代の方と交流						い事業
	できるよう支援します。	継続		評価			・ <u>おもちゃ図</u> <u>書館</u> 事業



地区社協世代間交流事業

基本目標2-2 情報の共有

(1) 情報発信方法の拡充

地域での取組み

取組み

市や社会福祉協議会の広報・ホームページ、回覧に目を通しましょう。

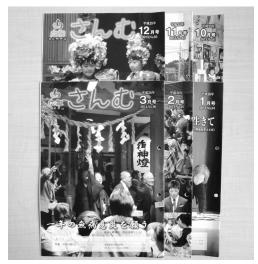
市広報を綴るなど、市の発行した印刷物を保存しましょう。

市の取組み

施策	取組み					
①市広報・ホームページによ	■迅速で的確な情報や繰り返し提供する情報等、					
る情報発信の充実	情報内容と発信方法を検討して情報提供に努め					
	ます。					
	■市ホームページに掲載する各課の情報につい					
	て、迅速な更新に努めます。					
②保健福祉サービスに関す	■転入者への冊子の配布、介護保険ガイドブック、					
る各種冊子、くらしの便利帳	子育てハンドブック、障がい福祉のパンフレッ					
等の活用	ト等、各担当で活用している冊子を把握して、					
	有効活用を図ります。					
③情報公開(個人情報保護)	■情報公開条例に基づいた情報公開を行います。					
事業	個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を					
	基本に適正な対応を図ります。					
	■市民交流サロン内に情報公開コーナーを設置					
	し、情報発信に努めます。					

- ⇔ 2-2(2) 情報の共有
- ⇔ 2-3(2) 地域コミュニティづくりの推進
- ⇔ 3-2(2) 積極的な住民説明

施策	 取組み	平成	平成	平成 28 年度	平成	平成	備考
①社会福祉協	⇒受け手に合わせた内容	20 4 及	21 牛皮	20 平皮	29 4 及	30 4度	(該当事業等)
議会の情報発	と発信方法を検討し、き			l I			
信の充実	め細かな情報提供に努						
	めます。	継続		評価			
	⇒地区社会福祉協議会や						
	地域福祉団体からの情						
	報発信に努めます。	継続		評価			
	⇒地域で実施されている						
	イベントや会合等の機			l I			
	会を利用し、積極的な情						
	報発信に努めます。	継続		評価			
②声の広報・	⇒音訳・手話等のボランテ						
音訳、手話活	ィア活動を支援します。						
動等の支援		継続		評価			
	⇒障がい者や高齢者等を						
	対象に広報誌等を記憶						
	した音源媒体を配布し、						
	わかりやすい情報の提						
	供に努めます。	継続		評価			
③情報公開	⇒個人情報保護規定によ						
(個人情報)	り、個人の権利・利益の						
事業	保護に努めます。	継続		評価			



山武市広報「さんむ」



社会福祉協議会広報「きずな」

(2)情報の共有

地域での取組み

取 組 み

地域における共通課題を、市・社会福祉協議会に継続的に伝えましょう。

区・自治会等において、市から発信された情報を共有しましょう。

市の取組み

施策	取組み
①情報化計画推進事業	■庁内の情報ネットワークの拡充を図り、行政サ
	ービスの向上を図ります。
②不審者情報等の提供	■学校と地域と警察との連携のもと、不審者情報
	を提供し、情報の共有化を図ります。
③庁議における情報共有	■毎月定例的に行われる庁議において市全体に係
	る情報の共有を図ります。

関連施策

- ⇔ 1-3(1) 通学路・防犯灯の整備
- ⇔ 1-3(2) 防災対策と災害時の避難支援体制の充実
- ⇔ 1-3(3) 地域防犯・安全活動の推進
- ⇔ 2-2(1) 情報発信方法の拡充
- ⇔ 2-3(2) 地域コミュニティづくりの推進
- ⇔ 3-3(2) 窓口サービスの充実

施策	取組み	平成	平成	平成	平成	平成	備考
			27年度	28 年度	29 年度	30 年度	(該当事業等)
①福祉関係部	⇒必要に応じて、市や関係						
局との連携・	機関との連絡会を開催						
情報の共有化	し、情報の共有化を図り						
	ます。	継続		評価			
	⇒地区社会福祉協議会や						
	地域福祉団体等と連携						
	し、情報の共有に努めま						
	す。	継続		評価			





(3) 集まる場所・機会の拡充

地域での取組み

取 組 み

地域で声をかけあって、住民福祉座談会に参加してみましょう。

地域にある既存の施設の清掃等、集まりやすい場所の環境整備に努めましょう。

地域で実施しているふれあいいきいきサロンに参加してみましょう。

市の取組み

施策	取組み					
①さんぶの森交流センター事業	■市内の交流事業の拠点であるさんぶの森交流セ					
	ンターの利用を促進します。					
②子育て支援センター事業	■主に就園前の子どもと保護者が集まる場とし					
	て、また相談の場として利用できるように、周					
	知を図ります。					
③ふれあいデイサービス事業	■高齢者の介護予防とふれあいの場として、ふれ					
	あいデイサービスを実施します。					
④既存の遊び場・地域で集まる場	■公園等の遊び場や地区のコミュニティ施設等の					
の利用促進	利用を促進します。					

関連施策

- ⇔ 2-1(3) 世代間交流の実現
- ⇔ 2-3(4) ボランティア活動の推進
- ⇔ 3-3(1) 市民の活動拠点整備



さんぶの森交流センター



ふれあいいきいきサロン

施策	取組み	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考 (該当事業等)
①小地域のふ	⇒市内に設置している各						・ふれあいい
れあいの場づ	サロンの活動を支援し						きいきサロン
< b	ます。	継続		評価			
	⇒地区社会福祉協議会が						
	地域での交流を目的に						
	開催する食事会等の取						
	組みを支援します。	継続		評価			
	⇒地域の様々な場所で、気						・ほっとスポ
	軽に集まれる環境づく						ット事業
	りを推進します。	継続		評価			
②子育て世代	⇒子どもや保護者、ボラン						おもちゃ図
の集いの場づ	ティア等が自由に集え						書館事業
< V)	る場づくりに努めます。	継続		評価			
③市民・ボラ	⇒情報交換や交流の場の						・ボランティア
ンティアの集	充実に努めます。						サロン
いの場づくり		継続		評価			
	⇒ボランティア連絡協議						
	会のイベント開催等を						
	支援します。	継続		評価			
	⇒ボランティア活動やボ						
	ランティアを必要とす						
	る人に対し、理解を深め		l I				
	るための事業の開催や						
	集える場づくりに努め						
	ます。	継続		評価			
④介護者の集	⇒介護に関する学習会・相						・介護者リフ
いの場づくり	談会・交流会等を開催						レッシュ事業
	し、介護者が集える場づ						
	くりに努めます。	継続		評価			
⑤社会福祉協	⇒市民が目的に応じて利						
議会管理施設	用しやすい場所となる						
の有効利用	よう努めます。	継続		評価			

基本目標2-3 人と人とのつながり

(1)日常生活で支援が必要な人の支援体制の充実

地域での取組み

取 組 み

日常生活で支援が必要な人には、地域の民生委員児童委員に相談できることを知らせましょう。

市の取組み

施策	取組み
①社会的孤立についての啓	■閉じこもりや引きこもり等、社会的孤立につい
発と支援の推進	て正しい理解が深まるように啓発に努めます。
	■買い物やごみ出し等支援が必要な人を地域で支
	える取組みを推進します。
②緊急通報装置設置事業	■高齢者世帯や障がい者世帯等に緊急通報装置の
	設置を促進します。
③ひとり暮らし高齢者、障が	■地域内のひとり暮らし高齢者、日中ひとりの高
い者等支援が必要な人の見	齢者、障がい者等で支援が必要な人に、地域で
守り・声かけ	声かけ活動がされるように活動を支援します。
④生活困窮家庭の支援	■生活困窮家庭の自立を支援します。

関連施策

⇔ 全施策



地区社協交流会



お買物たすけ隊

16-66-	T- 40.5	平成	平成	平成	平成	平成	備考
施策	取組み			28 年度			(該当事業等)
①ひとり暮ら	⇒住民参加型サービス事				1		•住民参加型
し高齢者や高	業の利用会員に対し、有						在宅福祉(家
齢者世帯への	償で食事作りを支援し						事援助)サー ドス
支援	ます。	継続		評価			
	⇒ひとり暮らし高齢者等						・有料配食サ
	食生活の確保が困難な						ービス
	方へ、定期的に有償で食						
	事を届けます。	継続		評価			
	⇒ホームヘルプサービス						・訪問介護サ
	により、日常生活に援助						ービス
	が必要な方を支援しま						
	す。	継続		評価			
	⇒見守りが必要な方を把						・地域みまも
	握し、安否確認活動を推						りサービス
	進します。	継続		評価			
	⇒地区社会福祉協議会が						・食事会・日 帰り事業等
	開催する事業を支援し						州り尹未守
	ます。	継続		評価			1-1136 A -
②生活上の悩	⇒資金等の貸し付けによ						・福祉資金の 貸付事業
みを抱えてい	り支援が必要な人が自						貝门尹木
る人への支援	立した生活を送れるよ						
	う支援します。	継続		評価			
	⇒生活支援物資の支給体			:			
	制の整備を進めます。	継続		評価			先士日無 人
	→見舞金の配布により、生						·歳末見舞金 配布事業
	活困窮世帯を支援しま			== /			品币予入
	す。	継続		評価			・お買い物た
	→市商工会、地域の商店等						すけ隊
	と連携を図り、外出困難						,
	な方の買い物等の支援	かみ		≘क्र !च्य			
	を行います。	継続		評価			
	⇒核家族化や親の就労の						
	ため、ひとりで過ごすことの多い子どもの支援						
	この多い子ともの又接 を検討します。	継続		評価			
	→市と連携し利用者の立	小型 小りじ		口下川川			簡易マザー
	場に立った適切なサー						ズホーム
	ビス事業を実施します。						•福祉作業所
		継続		評価			訪問介護事 業
		47 <u>ニ</u> 476		н і іші			木

(2) 地域コミュニティづくりの推進

地域での取組み

取組み

地区社会福祉協議会を中心として、自分たちの地域の課題を解決するための活動に参加しましょう。

区や自治会の行事に参加しましょう。

市に対する要望や意見を区長や自治会長を通じて、継続的に話し合いましょう。

区や自治会活動を通じて、自分達で解決できる地域課題を検討してみましょう。

市の取組み

施策	取組み
①地域交流活動補助事業	■地域のなかで市民同士が地域とのつながりを認
	識し、地域でやるべきことや楽しみを見つける
	機会として、交流活動を支援します。
②コミュニティ施設整備支	■市民活動の基礎は市民自治であり、その拠点と
援事業	してコミュニティ施設の整備を支援します。
③区長自治会長事業	■市と市民とのパイプ役として、区長や自治会長
	に市の情報の周知・伝達を図ります。

関連施策

- ⇔ 1-3(2) 防災対策と災害時の避難支援体制の充実
- ⇔ 2-2(2) 情報の共有

施策	取組み	平成	平成	平成	平成	平成	備考
池宋	月又形且0万	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	(該当事業等)
①地域コミュ	⇒地域の課題を把握し解						•住民福祉座
ニティづくり	決するための取組みを						談会
の推進	支援します。	継続		評価			

(3) 市民協働による行動

地域での取組み

取 組 み

市民活動フェスタや講座に参加してみましょう。

市内の<u>NPO</u>活動の状況を知りましょう。また、関心のある活動をしている団体に参加してみましょう。

市の取組み

施策	取組み
①市民活動フェスタ	■「知り合おう、つながろう、活かし合おう」を
	キーワードに、市民の有志が中心となって開催
	する市民活動フェスタの開催・運営を支援しま
	す。
	■市民活動フェスタの運営を担う仲間づくりを支
	援します。
②まちづくりと市民協働講	■講座を通じて、市民の知恵と力を活かしたまち
座事業	づくりと協働に対する理解を図ります。

関連施策

- ⇔ 2-1(3) 世代間交流の実現
- ⇔ 2-3(4) ボランティア活動の推進
- ⇔ 3-1(2) 相互扶助の意識づくりと支えあい活動の推進
- ⇔ 3-1(3) 地域を支える担い手の育成
- ⇔ 3-3(1) 市民の活動拠点整備

施策	取組み	平成	平成	平成	平成	平成	備考
אטוו	は大小丘のグ	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	(該当事業等)
①市民参加に	⇒市民の参加と協力によ						・健康福祉ま
よる事業の推	る事業の充実に努めま						つり
進	₹ -	継続		評価			チャリティイ
\	/ 0	小二 リンし		рт јш			ベント

(4) ボランティア活動の推進

地域での取組み

取組み

身近なことや、できることから、ボランティア活動にチャレンジしてみましょう。 市内のボランティア活動を知るために、ボランティアサロンを活用しましょう。

市の取組み

施策	取組み
①ボランティア活動の参加	■社会福祉協議会と連携してボランティアの発
促進	掘・育成に努めます。
	■ボランティア活動センターの周知を図り、多く
	の市民の参加・登録を促進します。
②学校活動支援事業	■学校教育へのボランティア活動を支援します。
③介護予防サポーター養成	■介護予防のサポーター養成、サークル活動を支
講座	援します。

関連施策

- ⇔ 1-1(2) 高齢者・障がい者等の外出支援
- ⇔ 1-1(3) エコロジー・ごみ対策
- ⇔ 1-1(4) ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進
- ⇔ 2-1(2) サークルの形成と仲間づくり
- ⇔ 2-2(3) 集まる場所・機会の拡充
- ⇔ 2-3(3) 市民協働による行動
- ⇔ 3-1(1) 福祉のこころづくり
- ⇔ 3-3(1) 市民の活動拠点整備



傾聴・お話し相手ボランティア

施策	取組み	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考 (該当事業等)
①ボランティ	<i>⇒</i> コーディネーターを配						・ボランティア
ア相談、コー	置し活動に参加するき						コーディネー
ディネート業	っかけと機会づくりに						ターの設置
務の充実	取組みます。	継続		評価			
	⇒ボランティア活動に関						・ボランティア
	する情報提供に努めま						情報誌の発
	す。	継続		評価			行
②ボランティ	⇒ボランティア・市民活動						・ボランティア
ア・市民活動	団体等の活動支援を行						連絡協議会
団体等の活動	います。						活動支援 •福祉活動団
支援	⇒ボランティア活動の仲						体助成事業
	間づくりを支援します。						・ボランティア
		継続		評価			活動支援
③ボランティ	⇒ボランティア活動に関						・ボランティア
アの育成と資	する講座や研修会を開						入門講座 ・ボランティア
質向上	催します。		l				・ハフンティア
							プ講座
							・ボランティア
		継続		評価			リーダー研修
(A#=\/= /					_		会 ・ボランティア
④ボランティス活動の理接	⇒ボランティアが活動し		l	l			サロン
ア活動の環境 整備	やすい環境の整備に努 めます。	継続		評価			



視覚障がい者のための声の広報つくり



福祉体験学習みんなで手話を覚えよう!

基本目標3 山武らしさを育てる

【具体的な地域課題】

市民の声・困りごと

- 〇子どもの頃から福祉教育を地域で進めていくことが大事。大人が地域の子どもに 関わっていける地域であるべきだと思う。
- ○支援が必要な人を地域で見守り、支えられるような地域であってほしい。
- ○市の窓口が分かれていて利用しにくい。
- ○福祉サービスの内容がわからない。説明してほしい。
- ○市内の関係団体の横のつながりをつくっていきたい。

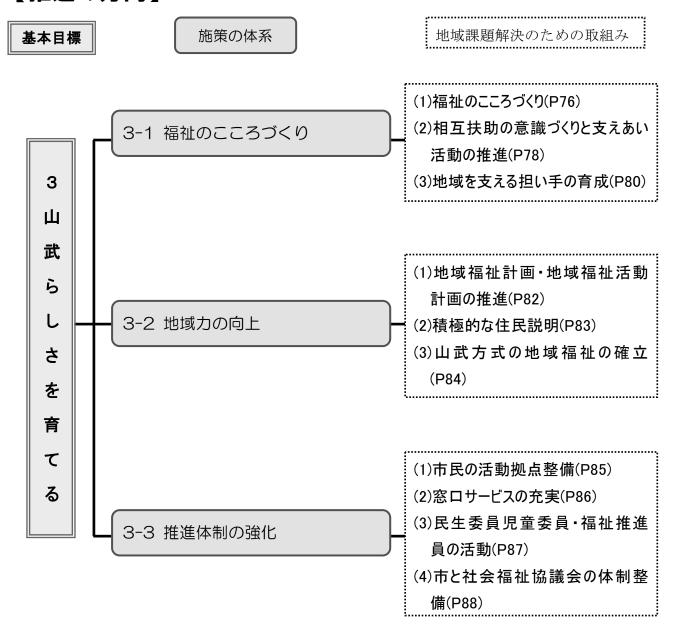


【取組み方針】

市民の思いや考えを聞く場、市から市民に説明をする場を拡充してまちづくりに活かしたり、市と市民が協働で課題の解決に取組んでいく活動を展開します。

地域福祉活動の推進に向け、推進体制を強化します。

【推進の方向】



基本目標3-1 福祉のこころづくり

(1) 福祉のこころづくり

地域での取組み

取 組 み

市民自らが考え学ぶ機会が、身近な福祉につながっていきます。学校・職場・地域で、自 分が関心のある活動やボランティア活動が行われているか知りましょう。そして、気軽に 参加してみましょう。

市の取組み

施策	取組み
①子どもたちへの福祉教育	■市内こども園や幼稚園、小中学校の学校生活の
	中で、それぞれ福祉教育に取組んでおり、職員・
	地域・子どもの意識の持ち方を重視した取組み
	を支援します。
②市民への「福祉のこころづ	■社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会の活
くり」活動の推進	動、地域活動が大きな役割を持っており、今後
	も活動を支援します。
③人権擁護と男女共同参画	■人権擁護委員の活動支援と人権擁護に関する啓
の推進	発に努めます。
	■男女共同参画社会の実現を目指し、 <u>ワーク・ラ</u>
	<u>イフ・バランス</u> の視点を取り入れて推進します。

関連施策

- ⇔ 1-1(4) ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進
- ⇔ 1-4(4) 権利擁護の推進
- ⇔ 2-3(4) ボランティア活動の推進
- ⇔ 3-1(2) 相互扶助の意識づくりと支えあい活動の推進
- ⇔ 3-1(3) 地域を支える担い手の育成

施策	取組み	平成	平成	平成	平成	平成	備考
池宋	以北日0万	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	(該当事業等)
①子どもたち	⇒市内の学校で進めてい						▪福祉体験学
への福祉教育	る福祉教育に協力しま						習の支援
	す。成長過程に合わせて						
	継続して行う <u>カリキュ</u>						
	<u>ラム</u> の検討等、学校や関						
	係機関等と連携した取						
	組みを行います。	継続		評価			
	⇒学校と地域が連携して						
	進める福祉教育の推進						
	と充実を図ります。	継続		評価			
	⇒ボランティア体験学習						・夏休みボラ
	等を実施し、子どもたち						ンティア体験
	が福祉について考え、福						学習
	祉活動に参加する機会						
	をつくります。	継続		評価			
②「福祉のこ	⇒市民を対象とした「福祉						
ころづくり」	のこころづくり」、「福祉						
活動の推進	体験学習サポーター養						
	成」に関する講座等を開						
	催し、広く福祉への関心						
	が高まるように努めま						
	す。	継続		評価			



ボランティア体験学習(車いす体験)



福祉体験学習(盲導犬ユーザーのお話)

(2) 相互扶助の意識づくりと支えあい活動の推進

地域での取組み

取 組 み

市や他市町村の高齢化や少子化の動向を知り、身近なところで気がかりなこと、不安なこと、身近な地域の課題を考えてみましょう。

自分の地域を担当する民生委員児童委員や福祉推進員を知っておきましょう。相談を受けた場合、地域の担当民生委員児童委員等に伝えましょう。

保健福祉のサービスは、改正が行われる場合があるので、新聞やニュース等に関心を持ちましょう。

市の取組み

施策	取組み
①相互の支えあいの意識啓	■出前講座や福祉教育活動、健康福祉まつり等を
発	活用して、相互扶助の重要性、意識の啓発を図
	ります。
②民生委員児童委員、障がい	■社会福祉協議会、関係機関、地域等での交流事
者相談員等の活動支援	業、見守り活動、支えあい活動を通して、自分
	たちの地域の課題を自ら解決する取組みの活性
	化を図ります。

関連施策

- ⇔ 1-3(2) 防災対策と災害時の避難支援体制の充実
- ⇔ 2-1(2) サークルの形成と仲間づくり
- ⇔ 2-3(3) 市民協働による行動
- ⇔ 3-1(1) 福祉のこころづくり
- ⇔ 3-3(3) 民生委員児童委員・福祉推進員の活動

施策	取組み	平成	平成	平成	平成	平成	備考
3071	37,120	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	(該当事業等)
①相互扶助の	⇒各種イベントや講習会						
啓発と意識づ	及び当事者団体の行事						
< 0	を通して、相互扶助のこ						
	ころを育てます。	継続		評価			
②「支えあい	⇒福祉輸送サービス事						
活動」の推進	業·住民参加型在宅福祉						
	(家事援助) サービス事			<u> </u>			
	業を推進し、市民同士の						
	支えあい活動を促進し						
	ます。	継続		評価			
	⇒日本赤十字活動を推進						
	します。			l			
		継続		評価			
	⇒赤い羽根共同募金運動						
	を推進します。						
		継続		評価			



日本赤十字活動



赤い羽根協同募金運動

(3) 地域を支える担い手の育成

地域での取組み

取 組 み

民生委員児童委員や地区社会福祉協議会の活動を知りましょう。

市内の企業やNPOで取組んでいる活動を知り、協力しましょう。

市の取組み

施策	取組み
①民生委員児童委員、障がい	■地域内で民生委員児童委員、障がい者相談員と
者相談員等と地区社会福祉	地区社会福祉協議会が連携して、地域の課題解
協議会活動の連携	決に取り組めるよう支援します。
②企業・NPO等多様な市民	■事業所やNPOも地域を構成する重要なメンバ
活動との連携	ーです。地域貢献活動やNPO活動との協力体
	制を確保します。
③NPOの育成	■市内のNPO団体及びその活動を把握し、新た
	なNPO法人の設立支援等により、活動の活発
	化を図ります。
④市民提案型まちづくり支	■市民活動団体や地域が提案した、自主的・主体
援事業	的な公益事業で、市のまちづくりにふさわしい
	と認められた団体に対し、事業に係る経費を補
	助します。
⑤地域福祉推進助成事業	■市内小学校区域で市民活動をしている団体を対象
	に、事業に係る経費を助成します。

関連施策

- ⇔ 1-3(2) 防災対策と災害時の避難支援体制の充実
- ⇔ 2-1(2) サークルの形成と仲間づくり
- ⇔ 2-3(3) 市民協働による行動
- ⇔ 3-1(1) 福祉のこころづくり
- ⇔ 3-3(3) 民生委員児童委員・福祉推進員の活動

施策	取組み	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考 (該当事業等)
①地域を支え るリーダーづ くり	⇒市と連携し、担い手づく りを進めます。 ⇒地区社会福祉協議会福 祉推進員の育成を図り ます。 ⇒高齢者団体等の担い手 の育成を進めます。	継続		評価			



地区社協研修会



地域福祉推進助成事業 (花の植栽)

基本目標3-2 地域力の向上

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進

地域での取組み

取 組 み

地域福祉計画・地域福祉活動計画の目的や概要を知り、身近な地域の課題を話し合いましょう。

地区社会福祉協議会の活動に参加しましょう。

市の取組み

施策	取組み
①地域福祉計画の周知	■計画や評価結果等を市ホームページに掲載して
	おり、計画策定後は概要版の作成、市ホームペ
	ージを活用して周知を図ります。
②地域福祉計画推進事業	■地域福祉計画推進協議会に進捗状況を定期的に
	報告し、内部評価と外部評価を行い、具体的な
	事業の展開を図ります。
	■社会福祉協議会と連携して、住民福祉座談会等
	地域の声を聞き取る機会を確保したり、出前講
	座で地域福祉をテーマに取り上げて推進しま
	す。

関連施策

⇔ 全施策

施策	取組み	平成	平成	平成	平成	平成	備考
		26 年度	27年度	28 年度	29 年度	30 年度	(該当事業等)
①地域福祉活	⇒地域福祉活動計画推進						
動計画の推進	委員会において定期的						
	な計画の評価を実施し、						
	福祉ニーズに添った事	継続		評価			
	業展開を図ります。	112170					
②地域福祉活	⇒計画について社会福祉						
動計画の周知	協議会の広報紙やホー						
	ムページ等で報告し、周						
	知を図ります。また、地						
	域の集まりや研修会等						
	で計画内容や推進状況	継続		評価			
	の周知を進めます。	ጥ፫ ባንር		а⊤іш			

(2) 積極的な住民説明

地域での取組み

取組み

説明してほしいこと、わからないことを聞く機会として、出前講座を地域に呼び、積極的に参加しましょう。

広報や回覧等で説明会や広聴会の案内をいたします。気軽に参加しましょう。

市の取組み

施策	取組み
①市長への手紙対応事業	■広く市民の意見を聞く手段の一つとして、市長
	への手紙に迅速かつ適切に対応します。
②地域審議会運営事業	■各区域の市民の声を施策に反映させ、きめ細や
	かな行政サービスの実現を図ります。
③出前講座事業	■市の取組みや制度の説明、市民が関心を持って
	いる内容について、地域の要請に応じて出前講
	座として地域に出向いていきます。保健福祉関
	連の内容についても充実を図ります。

関連施策

⇔ 2-2(1) 情報発信方法の拡充

⇔ 3-3(2) 窓口サービスの充実

施策	取組み	平成	平成	平成	平成	平成	備考
אטוו	は大小山のグ	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	(該当事業等)
①市民説明の	⇒社会福祉協議会の事業						
実施	について説明し、市民の						
	福祉に関する理解を得						
	られるよう努めます。	継続		評価			
②広報紙、ホ	⇒広報紙、ホームページ等						
ームページ等	を活用し社会福祉協議						
の充実	会事業の周知を積極的						
	に行います。	継続		評価			

(3) 山武方式の地域福祉の確立

地域での取組み

取 組 み

地域で声をかけあって、住民福祉座談会に参加してみましょう。

出前講座等を積極的に活用して、市の取組み状況を確認しましょう。

市の取組み

施策	取組み
①市と社会福祉協議会の連	■山武市地域福祉計画及び山武市地域福祉活動
携	計画の推進体制を強化し、市と社会福祉協議会
	が連携して取組みます。
②地域の意見を聞き、困りご	■住民福祉座談会等に参加して意見の把握に努め
とを把握する機会の確保	ます。
	■出前講座等を活用して、市民の意見を把握する
	とともに、市の取組み等の理解が深められるよ
	うに働きかけます。
③協働で支えあう体制づく	■市民協働講座事業をはじめとして、地域課題の
りの推進	解決に協働で取組む体制・仕組みづくりを進め
	ます。

関連施策

⇔ 全施策

施策	取組み	平成	平成	平成	平成	平成	備考
	以下10人	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	(該当事業等)
①市と社会福	⇒山武市地域福祉計画・山						
祉協議会の連	武市地域福祉活動計画						
携	に基づき、事業の実践・						
	評価・見直し体制を強化						
	し、市と社会福祉協議会						
	が連携して福祉活動を						
	推進します。	継続		評価			
②地域の声を	⇒関係機関と連携し、住民						•住民福祉座
聞く場づくり	福祉座談会等を開催し						談会
	ます。	継続		評価			

基本目標3-3 推進体制の強化

(1) 市民の活動拠点整備

地域での取組み

取 組 み

ボランティア活動等、社会貢献活動を行う方々にサロンを開設していますので、交流・情報の発信や受信・打ち合わせ・資料作成等にサロンを活用しましょう。

市民交流サロンだより等を見て、各市民団体が開催する活動に参加してみましょう。

市の取組み

施策	取組み
①さんぶの森交流センター	■市民が集い交流する拠点施設として、さんぶの
事業	森交流センターの利用を促進します。
②市民交流サロンだより作	■市民交流サロンの周知を図り、関わってくれる
成・発行	市民を増やしていくため、情報提供等の支援を
	行います。
③社会資源の見直しと活用	■保健・福祉・生涯学習等の市民のニーズをふま
	え、公共施設等の社会資源の見直しと活用に努
	めます。

関連施策

- ⇔ 2-2(3) 集まる場所・機会の拡充
- ⇔ 2-3(3) 市民協働による行動
- ⇔ 2-3(4) ボランティア活動の推進

施策	取組み	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考 (該当事業等)
①山武福祉センター及び成東老人福祉センターの利用 促進	⇒山武福祉センター及び 成東老人福祉センター について、施設の設置目 的に応じて市民が気軽 に利用できるように、引 き続き周知拡大と利用 促進に努めます。	継続		評価			
②市民の活動 拠点の確保	⇒地区社会福祉協議会や ゴールドクラブ連合会、 福祉関係団体等の地域 での活動拠点の確保に 努めます。	継続		評価			

(2) 窓口サービスの充実

地域での取組み

取 組み

市へのお問い合わせは、くらしの便利帳を活用しましょう。

市広報紙を綴るなど、市の発行した印刷物を保存しましょう。

市の取組み

施策	取組み
①組織改編事業	■行政サービスの充実を図り、適正で効率的な市
	政運営を目指して、必要な組織改編を行います。
②窓口サービスの向上(休日	■市が市民と直接対応する機会が最も多い窓
窓口、コンビニエンスストア	口について、正確で迅速な対応をこころがけ、
における証明書の交付)	市民の待ち時間の短縮等きめ細かな対応に努
	めます。
	■市民の利便性に配慮し、休日窓口の開設やコ
	ンビニエンスストアにおける証明書の交付
	を進めます。

関連施策

⇔ 1-4(1) 保健福祉サービス・基盤の充実

⇔ 2-2(2) 情報の共有

⇔ 3-2(2) 積極的な住民説明

施策	取組み	平成	平成	平成	平成	平成	備考
איטוו	は人が出しり	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	(該当事業等)
①窓ロサービ	⇒市民が利用しやすい窓						
スの充実	口サービスの充実に努						
	めます。	継続		評価			

(3) 民生委員児童委員・福祉推進員の活動

地域での取組み

取組み

自分の住んでいる地域の民生委員児童委員や福祉推進員を知り、活動に協力しましょう。

市の取組み

施策	取組み
①民生委員児童委員の活動	■地域と市をつなぐ役割を担っている民生委員児
支援	童委員の活動を支援し、情報提供に努めます。
②福祉推進員の活動支援と	■福祉推進員の活動支援を社会福祉協議会と共に
連携強化	取組みます。

関連施策

- ⇔ 1-4(3) 相談支援体制の充実
- ⇔ 1-4(4) 権利擁護の推進
- ⇔ 3-1(2) 相互扶助の意識づくりと支えあい活動の推進
- ⇔ 3-1(3) 地域を支える担い手の育成

施策	取組み	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考 (該当事業等)
①福祉推進員 の活動支援	⇒市民や福祉サービス対 象者に一番近い地区社 会福祉協議会の活動を 支援し、きめ細かな地域 福祉活動の推進に努め ます。	継続		評価			(以コデネザ)
	⇒福祉推進員活動をより 充実させるため、研修会 を開催します。	継続		評価			·地区社会福 祉協議会福 祉推進員研 修会
②民生委員児 童委員と福祉 推進員の連携	⇒民生委員児童委員と福 祉推進員の連携を促進 し、小地域福祉活動の充 実を図ります。	継続		評価			

(4) 市と社会福祉協議会の体制整備

地域での取組み

取 組 み

地域福祉計画・地域福祉活動計画の内容を知りましょう。計画推進の取組みやお知らせに目を通しましょう。

市の取組み

施策	取組み
①保健福祉関係機関の連携	■国・県や市内の各福祉関係団体等との連携体制
強化	を確保し、情報交換や協働の活動を促進します。
②社会福祉協議会の活動支	■地域福祉の担い手として社会福祉協議会の活動
援	を支援します。
③地域福祉計画推進委員会	■地域福祉活動を継続的・計画的に推進できるよ
の運営	うに、社会福祉協議会と連携し、取組みを検証
	するため、市民の意見を聴取する体制として、
	地域福祉計画推進委員会を設置しております。
	施策の進捗状況を報告し、施策評価をいただき、
	計画の着実な推進を図ります。
④地域福祉計画の点検・評価	■地域福祉計画の着実な推進を図るため、定期的
	に進捗状況を点検し、庁内の作業部会と地域福
	祉計画推進委員会で定期的に評価を行います。

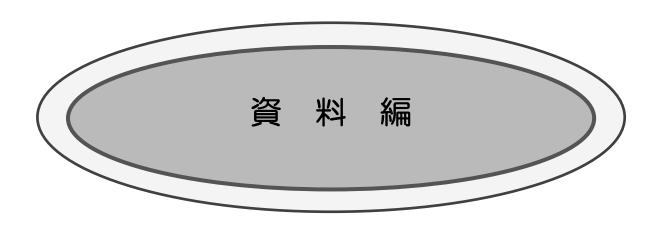
<u>関連施策</u>

⇔ 全施策



第1次地域福祉計画 · 地域福祉活動計画

施策	取組み	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考 (該当事業等)
①関係機関と	⇒行政機関や市内の各福				_		
の連携強化	祉関係団体等と連携を						
	図り、情報交換や協働の						
	活動を促進します。	継続		評価			
②社会福祉協	⇒組織体制の見直しと強						
議会の基盤強	化を図り、地域福祉の中						
化	心的な役割を担うため、						
	効率的・効果的な運営に						
	努めます。	継続		評価			
	⇒社会福祉協議会会員の						
	確保に努めます。						
		継続		評価			
	⇒ <u>発展強化計画</u> を推進し						•社会福祉協
	ます。						議 会 発 展 強 化計画
		実施		評価			化計画
③地域福祉活	⇒地域福祉活動の評価を						
動の評価	定期的に行い、市と連携			' 			
	して計画の推進を図り						
	ます。	継続		評価			
	⇒定期的に行う職員打ち						
	合わせ会において社会			l			
	福祉協議会全体の情報						
	共有を図ります。	継続		評価			
④職員の資質	⇒複雑かつ多様化する福						
向上	祉ニーズに対応するた						
	め、組織体制の充実や適						
	正な職員の配置をしま						
	す。	継続		評価			
	⇒市民に対し適切なサー						
	ビス提供や助言を行う				_		
	ことができるように、勉			I			
	強会や各種研修に参加						
	し、職員の資質向上に努						
	めます。	継続		評価			



1. 策定の流れ

市、社会福祉協議会

- ●策定委員会の設置 H25.3.15
- ●作業部会の設置 H25.4
- ●庁内ヒアリング(社協及び各 課業務調査)
- ●第1次計画の評価 実施済
- ●第1回作業部会 H25.8.29
- ・第1次計画の自己評価
- ・第2次計画の取組事項の確認
- ●データ取りまとめ
- ●策定委員会への提出資料作 成

体制の確立



データ収集



作業部会・事務局 コンサル

市民の参加

●第1回策定委員会 H25.3.15

現状の確認・計画策定の方 向性

- ●住民意識調査 H24.10
- ●地域福祉座談会 H25.5~8
- ●団体ヒアリング H25.5~

報告 ・ 提案





協議



策定委員会

骨子案



計画案



原案



計画の決定

- ●第2回策定委員会 H25.1.19
- ・第1次計画の自己評価の 報告
- ・第2次計画の方向性・施策 の体系の確認
- ●推進委員会による第1次 計画外部評価 H25.12.19
- ●第3回策定委員会 H26.2.10
- ・骨子案・計画案の承認
- ●パブリックコメント実施 H26.2.14~3.13
- ●第4回策定委員会 H26.3.25
- ・計画の承認

●進捗状況の点検、評価

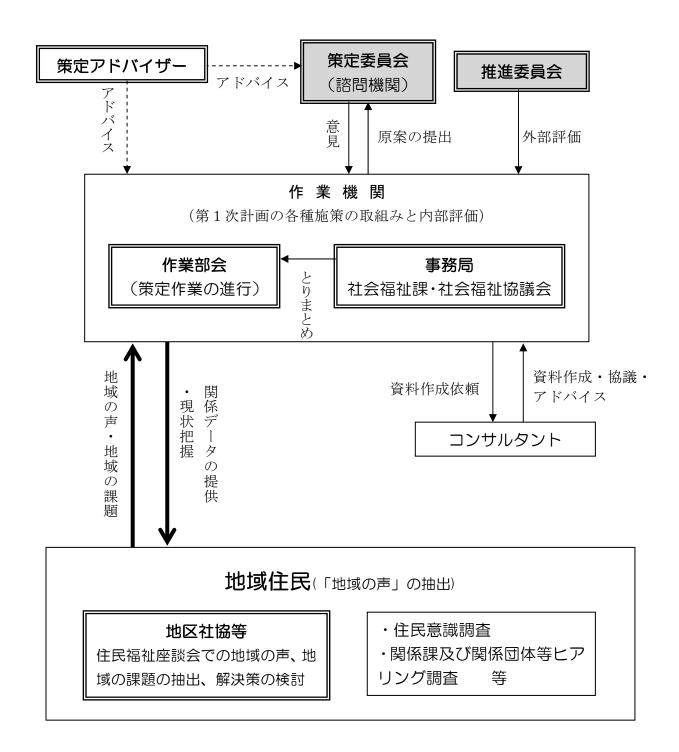
(計画の決定まで)

●各案の内容について審査

●第2回作業部会 H26.1.31 ・第2次計画の骨子案・計画 案の確定

2. 策定体制

(1) 策定体制図



(2) 策定委員会設置要綱

〇山武市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成24年6月1日告示第77号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定により、山武市における地域福祉を計画 的、効果的に推進するため山武市地域福祉計画(以下「福祉計画」という。)を策定することを 目的として、山武市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。
 - (1) 福祉計画の策定に係る協議及び連絡調整に関すること。
 - (2) 福祉計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
 - (3) その他福祉計画策定に必要な事項

(委員)

- 第3条 委員会の委員は、25人以内とする。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 福祉及び保健団体関係者
 - (3) 地域団体関係者
 - (4) 住民の代表者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) その他市長が必要と認めた者
- 3 委員の任期は、当該所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところに よる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(策定アドバイザー)

- 第6条 委員会に、策定アドバイザーを置くことができる。
- 2 策定アドバイザーは、学識経験のある者のうちから委員長が委嘱する。

(作業部会)

- 第7条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、委員会のなかに作業部会を置く。
- 2 作業部会は、委員会から付託された事項について調査、研究し、その成果を委員会に報告するものとする。
- 3 作業部会は、市役所内の関係職員をもって構成する。
- 4 作業部会を統括するため部会長を置き、部会長は部会員の互選により選出する。
- 5 部会長は、作業部会の会務を総理し、会議の議長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課内に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

社会福祉法人山武市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 山武市における地域福祉を計画的、効果的に推進するため社会福祉法人山武市社会福祉 協議会(以下「本会」という。)は、山武市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を 策定することを目的として山武市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設 置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。
 - (1)活動計画の策定に係る協議及び連絡調整に関すること。
 - (2)活動計画の進捗状況の点検、評価に関すること。
 - (3) その他活動計画策定に必要な事項。

(委員)

- 第3条 委員会は、委員25人以内とする。
- 2 委員は次の各号に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 福祉及び保健団体関係者
 - (3) 地域団体関係者
 - (4) 住民の代表者
 - (5)関係行政機関の職員
 - (6) その他本会会長が必要と認めた者
- 3 委員の任期は、当該所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が召集し、議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところ による。
- 4 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

資料編

(策定アドバイザー)

- 第6条 委員会に策定アドバイザーを置くことができる。
- 2 策定アドバイザーは、学識経験のある者のうちから委員長が委嘱する。

(作業部会)

- 第7条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、委員会の元に作業部会を置く。
- 2 作業部会は、委員会から付託された事項について調査、研究し、その成果を委員会に報告するものとする。
- 3 作業部会は、部会員10名以内をもって構成する。
- 4 作業部会を統括するため部会長を置き、部会長は部会員の互選により選出する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成19年 6月26日から施行する。
- 2 第1回委員会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、本会会長が行う。

(3) 策定委員名簿

No.	委嘱区分	役 職	氏 名	職業•団体役職名	備考
1	学識経験のある者		菊池 健一	山武市三師会代表	
2	学識経験のある者		能勢 秋吉	山武市議会の議員 文教厚生常任委員会委員長	H25.11 まで
3	学識経験のある者		大川 義男	山武市議会の議員 文教厚生常任委員会委員長	H25.11 から
4	学識経験のある者		五木田 孝義	山武市教育委員会委員長	
5	学識経験のある者		秋葉 雅弘	山武市社会教育委員会委員長	
6	学識経験のある者		若林 良光	特別養護老人ホーム 青末苑施設長	
7	福祉及び保健団体関係者	副委員長	小川 浩	山武市地区社会福祉協議会代表	
8	福祉及び保健団体関係者	委員長	伊藤 嘉一	山武市民生委員児童委員協議会会長	H25.11 まで
9	福祉及び保健団体関係者	委員長	齊藤 澄子	山武市民生委員児童委員協議会会長	H25.12 から
10	福祉及び保健団体関係者		藤田 浩子	山武市保健推進員協議会会長	
11	福祉及び保健団体関係者		石毛 美智子	山武市身体障害者福祉会会長	
12	福祉及び保健団体関係者		鈴木 ゑみ	山武市手をつなぐ親の会会長	
13	福祉及び保健団体関係者		鈴木 愛伯	山武市ゴールドクラブ連合会代表	
14	福祉及び保健団体関係者		小川 憲治	山武市社会福祉協議会代表	
15	地域団体関係者		今関 紘	山武市区長会連合会会長	H25.11 まで
16	地域団体関係者		伊藤 靜男	山武市区長会連合会会長	H25.11 から
17	地域団体関係者		安田 智利	山武市青少年相談員連絡協議会会長	H25.11 まで
18	地域団体関係者		秋庭 和久	山武市青少年相談員連絡協議会会長	H25.11 から
19	地域団体関係者		酒井 朝美	山武市子ども会育成連絡協議会会長	
20	地域団体関係者		香焼 由和	山武市ボランティア連絡協議会会長	
21	地域団体関係者		岩澤 靜	山武市内NPO法人代表	
22	住民の代表者		段木 優子	市民代表(成東地域)	
23	住民の代表者		伊澤 美代子	市民代表(山武地域)	
24	住民の代表者		秋葉 千惠子	市民代表(蓮沼地域)	
25	住民の代表者		近藤 雅子	市民代表(松尾地域)	
26	関係行政機関の職員		長谷川 晃広	保健福祉部長	

(4) 策定方針

第2次となる山武市地域福祉計画・山武市地域福祉活動計画の策定にあたり、策定委員会の開催にあたり以下のように策定方針を示して、委員の皆様のご協力をいただきながら市・社会福祉協議会が協働で策定作業を進めてきました。

第2次山武市地域福祉計画策定方針

一趣旨一

山武市は、平成21年3月に、計画年度を平成21年度から平成25年度とする山武市地域福祉計画を策定し、地域住民や行政・社会福祉協議会・団体などが協力し、地域に暮らす一人ひとりが地域の課題を共有し、それぞれの立場で役割を意識し、互いに支えあい、安心して生き生きと暮らすことができる福祉社会づくりを進めてきました。この地域福祉計画は基本理念である「一人ひとりが地域の力」の実現のため策定したものです。

第1次計画の期間である平成21年度から平成25年度の間においても地域社会は、少子高齢化の進行・住民同士の連帯感の希薄化などに伴い、高齢者独居世帯の増加・若年層の引きこもり等、新たな社会問題が表面化しており、また、東日本大震災を契機として「安心・安全」に対する信頼の揺らぎなど、社会環境が変化してきました。

第2次山武市地域福祉計画は、こうした時代の変化と、第1次計画でのまちづくりを踏まえながら、山武市が目指す基本理念の実現に向け、地域住民・行政・社会福祉協議会・団体など多様な主体が協力し、市民と共に手を携えながら、本計画の基本理念である「一人ひとりが地域の力」をより一層推進するため、それぞれが役割を自覚し、それぞれの立場で地域福祉に貢献していけることを目指し策定するものです。

一基本方針—

第2次地域福祉計画は、地域住民と行政とが協働して、地域に暮らす一人ひとりが互いに支えあい、安心して生き生きと暮らすことができる福祉社会づくりをめざすための 指針とします。

また、福祉の総合計画としての性格を持ち、個別計画である「障がい者計画・障がい福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」、及び「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「健康増進計画(策定中)」を包含し、各計画の分野を横断する課題や総合的な施策推進の必要がある領域を受け持つものであります。

一社会福祉協議会との連携一

社会福祉協議会は、社会福祉法の改正以前から住民の参加や公私協働により、地域のニーズ調査から始まり、課題解決のための計画策定、活動実施といった経過を踏みなが

ら、住民の福祉ニーズにあった福祉事業を行う「地域福祉活動計画」策定を社会福祉協議会の基本機能として社協活動を行ってきた経緯があります。また、平成12年に社会福祉事業法が改正され、平成15年に新しく施行された社会福祉法においては、地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられています。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は地域住民の参加により策定され、推進されるという共通性と、目指すべき地域目標、生活課題、福祉資源の状況においても共有するべきものであることから、策定作業の効率化を図るためにも、また、内容の共有化を図るためにも、連携して策定する必要があります。

一計画期間—

平成24・25年度を策定期間とし、平成26年度から30年度までを計画期間とします。

一策定体制(策定主体)—

- (1) 地域福祉計画策定委員会 社会福祉協議会の策定する、地域福祉活動計画の策定委員を兼ねる。
- (2) 地区社会福祉協議会

小学校単位となる地区社協(13 地区)を福祉単位とし、各々において住民福祉座談会を開催する。「地域の声」として多くの意見をここから抽出する。

また、地域住民の意見を広く反映させるため、アンケート、ヒアリング調査等を実施する。

(3) 作業部会

市及び社会福祉協議会内の関係職員をもって構成し、地域課題の対応策検討及び素 案作成等を行う。また事務局は、保健福祉部社会福祉課社会福祉係とする。

(4) 策定アドバイザー

学識経験のある者のうちから委員長が委嘱することができる。会議の種類に限らず、 策定に関する諸問題についてアドバイスを受ける。

山武市社会福祉協議会「第2次地域福祉活動計画」策定方針

1. 策定趣旨(目的)

少子高齢化・核家族化などが急速に進み、人と人とのつながりの希薄化や福祉課題が多様化しており、その解決に向けた取り組みを図ることがますます重要となっています。

また、平成21年3月に策定した5ヵ年計画である「山武市地域福祉活動計画」 の進捗状況の評価の中で、計画どおり推進できた事業やできなかった事業があり、 新たな課題も明確となりました。

このような状況を踏まえ、「第2次山武市地域福祉活動計画」を策定し、課題解決に向けた取り組みについて地域の皆様と考え、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進します。

2. 計画の期間

平成24年度、25年度を策定期間とし、平成26年度から30年度までを計画期間とします。

3. 行政計画「地域福祉計画」との関係

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」はともに、地域住民等の参加を得て 策定されるものであり、地域福祉の推進を目的として互いに補完・補強しあう関 係にあります。すなわち、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対 応する必要なサービス内容と量を明らかにし、それを確保し提供する体制を計画 的に整備するものが行政計画であり、社協計画では、その課題解決に向け地域住 民や各種団体とともに策定する民間の活動・行動計画といえます。

4. 作成主体

山武市地域福祉活動計画策定委員会

5. 策定委員会の性質

山武市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱に基づき運営し、行政計画である「地域福祉計画」策定委員も兼ねるものとします。

6. 策定事務局

策定委員会設置要綱第7条『作業部会』の規定により10名以内の職員で構成 し、行政の作業部会と共同で事務をすすめます。

3. 策定経過

(1) 住民意識調査の実施

① 調査目的

平成 20 年度に策定した「山武市地域福祉計画・山武市地域福祉活動計画」に基づき、様々な取組みを推進しているところであり、これまでの取組み状況を点検するとともに、市民に地域の状況、地域福祉に関する意識などを伺い、次期計画の策定の基礎資料とするため、本調査を実施する。

② 調査概要

調査対象:山武市に居住する18歳以上の市民2,000人を無作為に抽出

調査方法:郵送による配布・回収

調査期間:平成24年10月

③ 回答状况

調査対象: 2,000件

有効回答数:644件

有効回答率: 32.2%

年代別回答者数:

20 歳代 以下	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳 以上	不明	合計
52 件	56 件	87 件	130 件	196 件	120 件	3 件	644 件

(2) 住民福祉座談会

地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、地域の意見や地域の声を聞く場づくり並びに、地域課題を解決していく話し合いの場として開催しています。

			参加
月日	開催地区	内 容	者数
			(名)
平成 24 年 2 月 12 日	古名学口	・山武市個別支援計画について	30
平成 24 年 2 月 12 日 	南郷地区	・災害時避難が困難な方への地域での支えあいについて	
平成 24 年 2 月 18 日	大富地区	・山武市個別支援計画について	28
十八八 24 年 2 月 10 日	八亩地区	・災害時避難が困難な方への地域での支えあいについて	20
亚芹 04 年 0 日 10 日	ᄩᅈᆘᅜ	・山武市個別支援計画について	
平成 24 年 2 月 19 日	睦岡地区	・災害時避難が困難な方への地域での支えあいについて	27
平成 24 年 2 月 26 日	豊岡地区	・山武市個別支援計画について	25
十八24年2月20日	豆叫心区	・災害時避難が困難な方への地域での支えあいについて	25
亚世 04 年 0 日 17 日	共力地反	・山武市個別支援計画について	0.5
平成 24 年 3 月 17 日 	蓮沼地区	・災害時避難が困難な方への地域での支えあいについて	25
亚世 04 年 0 日 17 日	山武北地区	・山武市個別支援計画について	40
平成 24 年 3 月 17 日		・災害時避難が困難な方への地域での支えあいについて	
亚什么在。日本日	사무바다	・山武市個別支援計画について	0.4
平成 24 年 3 月 24 日	松尾地区	・災害時避難が困難な方への地域での支えあいについて	24
亚世 04 年 2 日 04 日	日向地区	・山武市個別支援計画について	0.0
平成 24 年 3 月 24 日 	口问地区	・災害時避難が困難な方への地域での支えあいについて	36
平成 24 年 9 月 16 日	大富地区	・災害時要援護者の地域での支援体制について	53
亚什 05 在 0 日 17 日	大富地区	・自主防災組織の立ち上げについて	
平成 25 年 2 月 17 日		・要援護者マップの見直しについて	40
平成 25 年 10 月 12 日	山武地域	・山武市公共交通について	00
		・自主防災組織について	60
平成 26 年1月 23 日	大富地区	・逃げ地図づくり	11
平成 26 年 2 月 18 日	大富地区	・逃げ地図づくり	8
		合 計	407

その他、地域福祉計画・地域福祉活動計画の説明や地域の方々の意見を聞く場を 設けました。

			参加
月 日	事 業 名	内 容	者数
			(名)
平成 24 年 2 月 22 日	福祉のこころづくり	・山武市地域福祉計画・活動計画について	10
十八八四十八八四十八八四十八八四十八八四十八八四十八八四十八四十八十八四十八四十	講座	- 山政川地域価値計画・冶製計画について	
平成 24 年 3 月 26 日	山武市地区社会福	・住民福祉座談会について	14
十八人 24 平 3 月 20 日	祉協議会連絡会	・山武市地域福祉活動推進事業について	
平成 24 年 6 月 4 日	成東地域地区社会	・地区社会福祉協議会住民福祉座談会について	8
十成 24 平 0 月 4 日	福祉協議会連絡会	・山武市地域福祉活動推進事業について	O
平成 25 年 3 月 12 日	福祉のこころづくり	・山武市地域福祉計画・活動計画の進捗状況につ	9
一块 23 平 3 万 12 口	講座	いて	9
 平成 25 年 11 月 26 日	山武市地区社会福	- 笠の次山君士地は行が計画・活動計画について	14
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	祉協議会連絡会	・第2次山武市地域福祉計画・活動計画について	
平成 25 年 8 月 29 日	身体障害者福祉会	・第2次山武市地域福祉計画・活動計画について	
一一次 20 午 0 月 29 日	交流事業		
		숌 計	81

(3) 策定委員会の開催等

月日	内容
	第2次山武市地域福祉計画·山武市社会福祉協議会地域福祉活動計
	画策定委員会委員委嘱状交付式及び第1回策定委員会
平成 25 年3月 15 日(金)	(1)地域福祉計画・地域福祉活動計画策定方針について
	(2)策定の流れについて
	(3)現況報告について
平成 25 年8月 30 日(金)	山武市地域福祉計画策定に係る作業部会
	山武市地域福祉計画·山武市社会福祉協議会地域福祉活動計画
	策定委員会委員委嘱状交付式及び第2回策定委員会
 平成 25 年 11 月 19 日(火)	(1)第1次計画の施策の点検について
十成 25 平 11 月 19 日(火)	(2)計画のめざす方向について
	(3)第2次計画の施策の体系について
	(4)その他
	山武市地域福祉計画·山武市社会福祉協議会地域福祉活動計画
平成 25 年 12 月 19 日(木)	推進委員会委員委嘱状交付式及び第2回推進委員会
一	(1)地域福祉計画の各施策の最終評価について
	(2)その他
	山武市地域福祉計画 第2回作業部会
平成 26 年1月 31 日(金)	(1)第1次地域福祉計画最終外部評価結果について
一一次 20 平 1月 31 日(並)	(2)第2次地域福祉計画の策定について
	(3)その他
	山武市地域福祉計画·山武市社会福祉協議会地域福祉活動計画
平成 26 年2月 10 日(月)	策定委員会第3回策定委員会
十成20 年2月 10 日(月)	(1)第2次計画の策定について
	(2)その他
	山武市地域福祉計画·山武市社会福祉協議会地域福祉活動計画
	策定委員会第4回策定委員会
平成 26 年3月 25 日(火)	(1)第1次計画の施策の点検について
一 一	(2)計画のめざす方向について
	(3)第2次計画の施策の体系について
	(4)その他

4. 策定及び推進に係る参考資料

(1) 用語説明

本計画の中で下線のついている用語とともに、本計画の中で使用されていない用語も含め、福祉関係の用語についてとりまとめました。

《あ行》

用語	説明
安全で安心な	市民、自治会等及び事業者の防犯意識を高め、自主的な防犯活動を推
まちづくり推進	進し、犯罪の防止に配慮した環境を整備することにより、安全で安心なまち
条例	をつくり、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的
	とし、平成 18 年度に山武市で制定された。
EM ぼかし	米ヌカなどの有機資材を糖蜜と EM(有用微生物群)で処理し発酵・乾燥
	させて作った有機資材で、生ゴミ処理等に利用される。
NPO	民間非営利団体(non-profit organization)。ボランティア活動などに取組
	む営利を目的としない民間団体。市民・民間の支援のもとで社会的な公益
	活動を行う組織・団体。平成 10 年施行の特定非営利活動促進法(NPO法)
	によって、法人格が与えられるようになった。
おもちゃ図書館	子どもたちがおもちゃで楽しく遊べる場所で、もともとは『障がいのある子
	どもたちにおもちゃのすばらしさと遊びの楽しさを』との願いで始まった活動。
	山武市ではわけへだてなく、子ども・保護者同士の交流の場としてボランティ
	アスタッフが運営している。山武市おもちゃ図書館は、3ヶ所でそれぞれ月1
	回開催中。

《か行》

"/3 3 //	
用 語	説明
介護保険制度	個人が、寝たきりや認知症等で介護が必要な状態になった場合に、要介
	護認定を受けて一定の給付が行われる社会保険制度。介護保険法に基づ
	き、平成 12 年度から実施されている。平成 18 年度の制度改正により、介護
	予防に着眼した取組みが導入されている。平成 26 年度の介護保険法改正
	では、地域包括ケアシステムの構築など、団塊の世代が後期高齢者(75 歳)
	となる 2025 年問題を踏まえた取組みが求められている。
介護予防	高齢者が介護が必要な状態にならないように、または、介護が必要な状
	態を進行させないように、身体機能の低下を防ぎ、機能回復のため体を動
	かしたりすること。
核家族化	ひと組の夫婦とその未婚の子どもからなる家族。晩婚化や非婚化による
	未婚単身生活者の増加や高齢者のひとり暮らし、あるいは高齢の夫婦のみ
	の世帯の増加、さらに離婚の増大などによるひとり親家庭の増加、加えて共
	働き夫婦や子どものいない夫婦だけの世帯の増加など、今日では核家族形
	態の家族が標準的家族といえないほど多様化してきている。
カリキュラム	一定の教育の目的に合わせて、考え出された教育内容とその計画のこ
	と。

クアマネジメント	用語	説明
という。 健康増進計画 健康増進法第8条第2項の規定により、山武市は平成25年度に第2次計画を策定。「健康日本21(第二次)」「健康ちば21(第2次)」の理念に基づき、世界保健機構(WHO)が提唱したヘルスプロモーション(行政のみならず地域・職域・民間団体との協働のもと健康寿命の延伸などを達成する)の考え方を取り入れている。 権利擁護 自己の権利や援助のニーズを表現することが困難な認知症高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。そのための制度として、成年後見制度や日常生活自立支援事業等があり、地域包括支援センターや指定相談支援事業所、社会福祉協議会が地域の相談窓口となっており、必要に応じて千葉県後見支援センターにつないでいる。 合計特殊出生率 高齢化率 (参入口に占める65歳以上の高齢者の割合のこと。山武市では年々上昇している。 高齢者保健福祉計 老人福祉法、介護保険法に基づき、高齢者福祉施策や介護保険事業運営について市町村が策定する計画で、3年毎に見直しを行いながら進めている。 一ディネーター 色々な要素や状況を調整して、ある一定の状態にまとめあげる役割を担う人。 個人情報保護 条例 山武市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資することを目的とし、平成18年に制定された。 子育て支援センターは、専門の職員を置いて、子育て家庭の育児不安等についての相談や助言、つどいの場の設置、子育でに関する情報提供、子育て講座の開催、子育で支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育でを支援する基盤をつくることを目的としている。山武市では、おおひら子育で支援センター・よるとう子育で支援センター・しらはた子育で支援センター・まのおとうが、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、	ケアマネジメント	介護の必要な障がい者や高齢者に適切な介護計画を立て、それに従っ
健康増進計画 健康増進法第8条第2項の規定により、山武市は平成25年度に第2次計画を策定。「健康日本21(第二次)」「健康ちば21(第2次)」の理念に基づき、世界保健機構(WHO)が提唱したヘルスプロモーション(行政のみならず地域・職域・民間団体との協働のもと健康寿命の延伸などを達成する)の考え方を取り入れている。		て十分なサービスを提供すること。介護計画を立てる人をケアマネージャー
計画を策定。「健康日本 21(第二次)」「健康ちば 21(第2次)」の理念に基づき、世界保健機構 (WHO)が提唱したヘルスプロモーション(行政のみならず地域・職域・民間団体との協働のもと健康寿命の延伸などを達成する)の考え方を取り入れている。		という。
き、世界保健機構(WHO)が提唱したヘルスプロモーション(行政のみならず地域・職域・民間団体との協働のもと健康寿命の延伸などを達成する)の考え方を取り入れている。	健康増進計画	健康増進法第8条第2項の規定により、山武市は平成25年度に第2次
ず地域・職域・民間団体との恊働のもと健康寿命の延伸などを達成する)の 考え方を取り入れている。 自己の権利や援助のニーズを表現することが困難な認知症高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。そのための制度として、成年後見制度や日常生活自立支援事業等があり、地域包括支援センターや指定相談支援事業所、社会福祉協議会が地域の相談窓口となっており、必要に応じて千葉県後見支援センターにつないでいる。 合計特殊出生率 1人の女性が生涯に出産する平均子ども数のこと。 総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合のこと。山武市では年々上昇している。		計画を策定。「健康日本 21(第二次)」「健康ちば 21(第2次)」の理念に基づ
横利擁護 自己の権利や援助のニーズを表現することが困難な認知症高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。そのための制度として、成年後見制度や日常生活自立支援事業等があり、地域包括支援センターや指定相談支援事業所、社会福祉協議会が地域の相談窓口となっており、必要に応じて千葉県後見支援センターにつないでいる。 合計特殊出生率 1人の女性が生涯に出産する平均子ども数のこと。山武市では年々上昇している。 総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合のこと。山武市では年々上昇している。 老人福祉法、介護保険法に基づき、高齢者福祉施策や介護保険事業 営について市町村が策定する計画で、3年毎に見直しを行いながら進めている。 コーディネーター 色々な要素や状況を調整して、ある一定の状態にまとめあげる役割を担う人。		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
権利擁護 自己の権利や援助のニーズを表現することが困難な認知症高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。そのための制度として、成年後見制度や日常生活自立支援事業等があり、地域包括支援センターや指定相談支援事業所、社会福祉協議会が地域の相談窓口となっており、必要に応じて千葉県後見支援センターにつないでいる。 合計特殊出生率 1人の女性が生涯に出産する平均子ども数のこと。		ず地域・職域・民間団体との協働のもと健康寿命の延伸などを達成する)の
がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。そのための制度として、成年後見制度や日常生活自立支援事業等があり、地域包括支援センターや指定相談支援事業所、社会福祉協議会が地域の相談窓口となっており、必要に応じて千葉県後見支援センターにつないでいる。 高齢化率 1人の女性が生涯に出産する平均子ども数のこと。 高齢化率 総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合のこと。山武市では年々上昇している。 高齢者保健福祉計画・介護保険事業営について市町村が策定する計画で、3年毎に見直しを行いながら進めている。 コーディネーター 色々な要素や状況を調整して、ある一定の状態にまとめあげる役割を担う人。 個人情報保護 出武市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資することを目的とし、平成18年に制定された。 子育て支援センターは、専門の職員を置いて、子育で家庭の育児不安等についての相談や助言、つどいの場の設置、子育てに関する情報提供、子育で講座の開催、子育で支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育でを支援する基盤をつくることを目的としている。山武市では、おおひら子育て支援センター・なるとう子育て支援センター・しらはた子育で支援センター・まつお子育て支援センター・なんごう子育て支援センターの5ヶ所を開設。 コミュニティ 同一地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、		
と。そのための制度として、成年後見制度や日常生活自立支援事業等があり、地域包括支援センターや指定相談支援事業所、社会福祉協議会が地域の相談窓口となっており、必要に応じて千葉県後見支援センターにつないでいる。 合計特殊出生率 1人の女性が生涯に出産する平均子ども数のこと。 高齢化率 総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合のこと。山武市では年々上昇している。 高齢者保健福祉計	権利擁護	
り、地域包括支援センターや指定相談支援事業所、社会福祉協議会が地域の相談窓口となっており、必要に応じて千葉県後見支援センターにつないでいる。 合計特殊出生率 1人の女性が生涯に出産する平均子ども数のこと。 高齢化率 総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合のこと。山武市では年々上昇している。 老人福祉法、介護保険法に基づき、高齢者福祉施策や介護保険事業運営について市町村が策定する計画で、3年毎に見直しを行いながら進めている。 コーディネーター 色々な要素や状況を調整して、ある一定の状態にまとめあげる役割を担う人。 個人情報保護 条例 山武市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資することを目的とし、平成 18 年に制定された。 子育て支援センターは、専門の職員を置いて、子育で家庭の育児不安等についての相談や助言、つどいの場の設置、子育でに関する情報提供、子育で講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育で支援センター・なるとう子育て支援センター・しらはた子育で支援センター・まつお子育で支援センター・なんごう子育で支援センターの5ヶ所を開設。 コミュニティ 同一地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、		7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7
域の相談窓口となっており、必要に応じて千葉県後見支援センターにつないでいる。 合計特殊出生率 1人の女性が生涯に出産する平均子ども数のこと。 高齢化率 総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合のこと。山武市では年々上昇している。 高齢者保健福祉計 ぎについて市町村が策定する計画で、3年毎に見直しを行いながら進めている。 コーディネーター 色々な要素や状況を調整して、ある一定の状態にまとめあげる役割を担う人。 個人情報保護 出武市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資することを目的とし、平成 18 年に制定された。 子育て支援センターは、専門の職員を置いて、子育で家庭の育児不安等についての相談や助言、つどいの場の設置、子育でに関する情報提供、子育で講座の開催、子育で支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育でを支援する基盤をつくることを目的としている。山武市では、おおひら子育で支援センター・むるとう子育で支援センター・しらはた子育で支援センター・まつお子育で支援センター・なんごう子育で支援センターの5ヶ所を開設。 コミュニティ 同一地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、		
□ いでいる。 ○ 計特殊出生率 1人の女性が生涯に出産する平均子ども数のこと。 ○ 総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合のこと。山武市では年々上昇している。 ○ 高齢者保健福祉計 老人福祉法、介護保険法に基づき、高齢者福祉施策や介護保険事業運営について市町村が策定する計画で、3年毎に見直しを行いながら進めている。 □ 一ディネーター 色々な要素や状況を調整して、ある一定の状態にまとめあげる役割を担う人。 「個人情報保護 山武市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資することを目的とし、平成 18 年に制定された。 「子育て支援センターは、専門の職員を置いて、子育て家庭の育児不安等についての相談や助言、つどいの場の設置、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育でを支援する基盤をつくることを目的としている。山武市では、おおひら子育で支援センター・なるとう子育で支援センター・しらはた子育で支援センター・まつお子育で支援センター・なんごう子育で支援センターの5ヶ所を開設。 □ ニュニティ 同一地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、		
○計特殊出生率 1人の女性が生涯に出産する平均子ども数のこと。 総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合のこと。山武市では年々上昇している。 老人福祉法、介護保険法に基づき、高齢者福祉施策や介護保険事業運営について市町村が策定する計画で、3年毎に見直しを行いながら進めている。 1 画		
高齢化率 総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合のこと。山武市では年々上昇している。 老人福祉法、介護保険法に基づき、高齢者福祉施策や介護保険事業運営について市町村が策定する計画で、3年毎に見直しを行いながら進めている。	<u> </u>	- 0
□・介護保険事業 営について市町村が策定する計画で、3年毎に見直しを行いながら進めている。 コーディネーター 色々な要素や状況を調整して、ある一定の状態にまとめあげる役割を担う人。 個人情報保護 出武市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資することを目的とし、平成18年に制定された。 子育て支援 子育て支援センターは、専門の職員を置いて、子育て家庭の育児不安等についての相談や助言、つどいの場の設置、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育でを支援する基盤をつくることを目的としている。山武市では、おおひら子育で支援センター・なるとう子育で支援センター・しらはた子育で支援センター・まつお子育で支援センター・なんごう子育で支援センターの5ヶ所を開設。 コミュニティ 同一地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、		
高齢者保健福祉計 老人福祉法、介護保険法に基づき、高齢者福祉施策や介護保険事業運営について市町村が策定する計画で、3年毎に見直しを行いながら進めている。 コーディネーター 色々な要素や状況を調整して、ある一定の状態にまとめあげる役割を担う人。 個人情報保護 出武市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資することを目的とし、平成18年に制定された。 子育て支援 センター	高齢化率	
画・介護保険事業 対について市町村が策定する計画で、3年毎に見直しを行いながら進めている。 □ーディネーター 色々な要素や状況を調整して、ある一定の状態にまとめあげる役割を担う人。 □人情報保護 出武市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資することを目的とし、平成18年に制定された。 子育て支援センターは、専門の職員を置いて、子育て家庭の育児不安等についての相談や助言、つどいの場の設置、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的としている。山武市では、おおひら子育て支援センター・なるとう子育て支援センター・しらはた子育て支援センター・まつお子育て支援センター・なんごう子育て支援センターの5ヶ所を開設。 □ミュニティ 同一地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、		
計画 □ーディネーター ○ 色々な要素や状況を調整して、ある一定の状態にまとめあげる役割を担う人。 □人情報保護 条例 □武市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資することを目的とし、平成 18 年に制定された。 子育て支援 センター マ育て支援センターは、専門の職員を置いて、子育て家庭の育児不安等についての相談や助言、つどいの場の設置、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育でを支援する基盤をつくることを目的としている。山武市では、おおひら子育て支援センター・なるとう子育て支援センター・しらはた子育て支援センター・まつお子育て支援センター・なんごう子育て支援センターの5ヶ所を開設。 □ミュニティ □一地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、		
□ーディネーター 色々な要素や状況を調整して、ある一定の状態にまとめあげる役割を担う人。 個人情報保護 山武市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資することを目的とし、平成18年に制定された。 子育て支援 センター 子育て支援センターは、専門の職員を置いて、子育で家庭の育児不安等についての相談や助言、つどいの場の設置、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育でを支援する基盤をつくることを目的としている。山武市では、おおひら子育で支援センター・なるとう子育で支援センター・しらはた子育で支援センター・まつお子育で支援センター・なんごう子育で支援センターの5ヶ所を開設。 □ミュニティ 同一地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、	_ / 1821/11/13	
し、		1.0
個人情報保護 会例 出武市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資することを目的とし、平成18年に制定された。 子育て支援センターは、専門の職員を置いて、子育て家庭の育児不安等についての相談や助言、つどいの場の設置、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的としている。山武市では、おおひら子育て支援センター・なるとう子育て支援センター・しらはた子育て支援センター・まつお子育て支援センター・なんごう子育て支援センターの5ヶ所を開設。 コミュニティ 同一地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、	コーディネーター	
条例 を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資することを目的とし、平成 18 年に制定された。 子育て支援 センター 子育て支援センターは、専門の職員を置いて、子育て家庭の育児不安等についての相談や助言、つどいの場の設置、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的としている。山武市では、おおひら子育て支援センター・なるとう子育て支援センター・しらはた子育で支援センター・まつお子育て支援センター・なんごう子育て支援センターの5ヶ所を開設。 □ 地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、	ID 1 1++0 ID =++	
に資することを目的とし、平成 18 年に制定された。 子育て支援 センター 学についての相談や助言、つどいの場の設置、子育てに関する情報提供、 子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的としている。山武市では、おおひら子育て支援センター・なるとう子育て支援センター・しらはた子育て支援センター・まつお子育て支援センター・なんごう子育て支援センターの5ヶ所を開設。 □ 地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
子育て支援 センター 子育て支援センターは、専門の職員を置いて、子育て家庭の育児不安等についての相談や助言、つどいの場の設置、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的としている。山武市では、おおひら子育て支援センター・なるとう子育て支援センター・しらはた子育て支援センター・まつお子育て支援センター・なんごう子育て支援センターの5ヶ所を開設。 コミュニティ 同一地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、	条例	
センター 等についての相談や助言、つどいの場の設置、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的としている。山武市では、おおひら子育て支援センター・なるとう子育て支援センター・しらはた子育て支援センター・まつお子育て支援センター・なんごう子育て支援センターの5ヶ所を開設。 □ミュニティ 同一地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、	フタア士坪	
子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的としている。山武市では、おおひら子育て支援センター・なるとう子育て支援センター・しらはた子育て支援センター・まつお子育て支援センター・なんごう子育て支援センターの5ヶ所を開設。 □ミュニティ 同一地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、		
で子育てを支援する基盤をつくることを目的としている。山武市では、おおひら子育て支援センター・なるとう子育て支援センター・しらはた子育て支援センター・まつお子育て支援センター・なんごう子育て支援センターの5ヶ所を開設。 □ミュニティ 同一地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、	ピンター	
ら子育て支援センター・なるとう子育て支援センター・しらはた子育て支援センター・まつお子育て支援センター・なんごう子育て支援センターの5ヶ所を開設。 □ミュニティ 同一地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、		
ンター・まつお子育て支援センター・なんごう子育て支援センターの5ヶ所を開設。 □ミュニティ 同一地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、		
開設。 □ミュニティ 同一地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる 分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、		
コミュニティ 同一地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる 分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、		
分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、	コミュニティ	
	/ .	
ゴールドクラブ 高齢者福祉の向上を図るため、山武市ゴールドクラブは 86 の単位クラブ	ゴールドクラブ	高齢者福祉の向上を図るため、山武市ゴールドクラブは 86 の単位クラブ
で連合会を組織し、様々な事業を実施している。平成 26 年4月現在会員数		で連合会を組織し、様々な事業を実施している。平成 26 年4月現在会員数
3,003 人となっている。		3,003 人となっている。

《さ行》

用語	説明
災害ボランティア	災害時に設置される被災地での災害活動を円滑に進めるための拠点の
センター	ことで、主に被災地となった社会福祉協議会や行政、日頃からボランティア
	活動をされている方などが協働で役割を担う場合が多い。

用語	
サービス提供	各地域において介護保険サービスや障がい福祉サービスをはじめとする
事業者	福祉サービスを営む事業者のこと。
指定管理施設	自治体が市民の福祉増進を目的として設置した公的な施設を、民間事
	業者・団体等を指定して管理運営させる制度。地方自治法の改正を経て平
	成15年9月から施行されている。指定に係る詳細は条例で定め、管理者の
	指定について議会の議決を要することとされている。
社会福祉法	平成 12 年に社会福祉事業法から改名。社会福祉に関するあらゆる事項
	の共通基礎概念を定めた法律。第4条に地域福祉の推進、第107条に市町
	村地域福祉計画をそれぞれ規定している。
障がい者計画・	障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、自治体が障がい者の自
障がい福祉計画	立を支援するための推進方向を示す計画である。山武市では2つの計画を
	一体的に策定し、3年ごとに見直しを行っている。
障害者総合	障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するために、平成 18 年
支援法	度より障害者自立支援法が段階的に施行されてきた。平成 23 年度には新
	体系に移行され、平成 24 年度から障害者総合支援法として実施されてい
	<u>る。</u>
小地域	一般的に「お互いの顔を知っている」程度の自治体や小学校単位の範囲
	のことをいう。山武市では小学校区を単位にした地区社会福祉協議会が概
	ね小地域に該当する。
	次世代育成支援対策推進法に基づき、自治体が少子化対策の推進に
次世代育成支援対	向けて、子育て支援の推進方策を示す計画である。平成24年に子ども子育
策地域行動計画	て支援3法が成立し、新たな取組みが進められるなか、次世代育成支援対
	策法についても延長される予定となっている。
スクールガード	文部科学省「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」に伴う千葉県地
リーダー	域学校安全指導員として実施される、警察 OB などによるスクールガードリー
	ダー制度。山武市では1人配置し、市内13小学校を年間1校24時間以内で見なりにおきませ
/// A = 1 ==	で見守り活動を実施。
総合計画	地方自治法に定められる地方自治体の地域づくりの最上位に位置づけられて計画で、ルポナスない。大は、ルポナスへ計画が開井大計画が展出。
	れる計画で、山武市においては、山武市総合計画後期基本計画が平成 25
	年度から29年度までを計画期間として各種施策を推進している。

《た行》

用語	説明
団塊の世代	第2次世界大戦直後、昭和 22~24 年に生まれた世代で、わが国の人口
	区分で最も多い年齢層であり、戦後第一次ベビーブーム世代とも呼ばれる。
地域包括	高齢者や障がい者が尊厳を保ちながら、可能な限り住み慣れた地域で自
ケアシステム	分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするための、包括
	的な支援・サービス提供体制。
地域包括支援	地域包括支援センターには、専門職員として社会福祉士、保健師、主任
センター	ケアマネージャーが配置され、主に市内に住む高齢者の総合相談、介護予
	防、サービスの連携・調整などの業務を行っている。平成18年度からの介護
	保険の制度改正により導入され、山武市では平成19年度から設置。

資料編

用語	説明
中核地域生活支援	千葉県が県内に設置している、障がい者・高齢者など横断的な対応を図
センター(さんむ	るため、千葉県が24時間365日体制で福祉サービスのコーディネート・福祉
エリアネット)	の総合相談・権利擁護を行うセンター。
手をつなぐ親の会	知的障がいなどのある子どもと親など家族が会員となって組織する団体
	で、相互に情報提供や相談などを行うとともに、グループ活動や地域活動に
	参加している。
DV	配偶者等親密な関係にある(あった)者との間における身体的・心理的な
(ドメスティック	暴力のことをいう。近年は配偶関係でない男女間の暴力のことをデートDVと
バイオレンス)	いう。

《は行》

用語	説明
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測さ
	れる災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経
	路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。
	市では東日本大震災を受け、防災に関する情報と、津波・洪水ハザード
	マップが一体となった「山武市防災情報」を平成24年3月に作成している。
発展強化計画	市民が安心して暮らせるまちづくりを目指して、社会福祉協議会の策定し
	た地域福祉活動計画の具体的な取組みや、今後目指すべき方向性を示す
	ものとして策定する計画のことである。
バリアフリー	障がい者が社会生活を送る上での障壁(バリア)を取除くという意味で、
	物理的な障壁をはじめ、広く障がい者の社会参加を困難にしている社会
	的、制度的、心理的な全ての障壁を取除くという意味でも用いられている。
ふれあいいきいき	地域の中で仲間づくりや多世代交流を行い、人と人とを結ぶふれあいや
サロン	生きがいづくりの場として、市民自らが運営するサロン。
福祉推進員(地区	地域の福祉団体や地域住民の代表として、地区社会福祉協議会を構成
社会福祉協議会)	している委員。なお、社会福祉協議会会長から委嘱されている。
福祉資源	家族、地域社会、企業や社会福祉法人、介護保険制度、福祉サービス
	団体など福祉に対して有効なものを総称して福祉のための資源と考えるこ
	と。
保健福祉サービス	介護保険サービス、障がい福祉サービス、子育て支援サービス、健康づ
	くり事業、その他福祉サービス等があり、本計画においてはそれらを総称し
	て使用している。

《ま行》

用語	説明						
民生委員児童委員	民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に市民の立場に立って相談に						
	応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、都道						
	府県知事等の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。任期は3年。主な職務						
	は、以下のような 5 点があげられる。 ①住民の生活状態を必要に応じ適切						
	に把握しておくこと。 ②援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立						
	した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その						
	他の援助を行うこと。 ③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用						
	するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。 ④社会福祉をとする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に						
	し、その事業又は活動を支援すること。 ⑤福祉事務所その他の関係行機関の業務に協力すること。						
	児童委員は、児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況						
	を適切に把握し、その保護、保健その他福祉に関し、援助及び指導をする						
	とともに、児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力す						
	ることを任務とする。任用等については、民生委員のそれと同じである。						
メタボリック	内臓の周囲に脂肪がたまり、それに加えて高血糖・高血圧・高脂血・高コ						
シンドローム	レステロールの症状を複数併せ持つ状態。放置すると、糖尿病・動脈硬化・						
(メタボ)	心筋梗塞などを起こす。内臓脂肪症候群ともいわれる。平成 20 年度からメタ						
	ボリックシンドロームに着眼した特定健診・特定保健指導が導入されている。						

《や行》

用語	説明
ユニバーサル	文化・言語・国籍・年齢・性別といった違いや、障害・能力の状態を問わ
デザイン	ず、誰でも利用することができるようにするための施設・製品・情報等のデザ
	インのこと。

《ら行》

用語	説明					
ライフステージ	乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、高齢期など、人が生まれて					
	から死に至るまでの様々な過程における生活上の各段階。					
老々介護	高齢者が介護の必要な高齢の家族を介護すること。高齢化が進行し、高					
	齢者自身がより高齢化した親等を介護するケースが増えており、こうした状					
	況を指す言葉として用いられるようになった。介護者が、介護疲れによって					
	心身の健康を損なうといった悪循環が指摘されるようになってきている。					

《わ行》

用語	説明				
ワーク・ライフ・	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動において、				
バランス	自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。国は平成 19 年 7 月に「ワー				
	ク・ライフ・バランス」推進の基本的方向をとりまとめ、具体的な推進を図るた				
	め、同年 12 月に「仕事と生活(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生				
	活の調和推進のための行動指針」が決定された。				

<u>5. あとがき</u>

ごあいさつ

山武市地域福祉計画 · 地域福祉活動計画策定委員委員長

齊藤 澄子



行政と社会福祉協議会が連携した、千葉県でも先進的な取り組みでありました地域福祉計画・地域福祉活動計画が完成し、5年が経過しようとしています。

4町村が合併し誕生した山武市は、地域における課題も様々で小学校区ごとに住民福祉座談会を開催し、地域の課題とその解決についてその地域住民で共有し、着実にそれぞれの地域の特色をいかした活動をとおして地域福祉の推進に努めてまいりました。

「東日本大震災」を契機に地域の人と人のつながりの大切さが再認識されました。「地域での支えあい」を市内13地区の共通テーマとして開催された社会福祉協議会の住民福祉座談会によって得られた課題は、この第2次計画の大きな骨子になったと思います。

地域のつながりの見直しは大きな課題でありますが、自分たちが作った、意見が反映された計画をいかに地域住民の手で遂行されていくのか、その課題解決のために「はじめの一歩」を踏み出しましょう。

そのために、一番大切な地域住民の皆様の意識高揚を図りつつ、地域福祉の向上に邁進しようではありませんか。

皆様方のご協力によりここに素晴らしい第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画が完成したことを感謝いたします。

最後になりましたが、今回の策定にあたって数多くのアドバイスを頂きました千葉県 社会福祉協議会地域福祉推進部長の川上浩嗣様と、計画策定に大変ご尽力を頂きました 行政・社会福祉協議会の皆様方に深く感謝を申し上げます。

平成26年3月

ごあいさつ

社会福祉の転換期と地域福祉(活動)計画策定の意義

計画策定アドバイザー 千葉県社会福祉協議会 地域福祉推進部長

川上 浩嗣



社会福祉は大きな転換期を迎えようとしています。

一点目は、社会福祉法人のあり方の見直しです。政府の規制改革会議と厚生労働省は、 社会福祉法人に経営の透明性の向上と社会貢献活動の義務化を検討しています。社会福祉法人には、制度を着実に実施するだけでなく、制度では対応できない地域のニーズに 目を向けた公益的な取組みが今まで以上に強く求められています。

二点目は、生活困窮者自立支援制度の施行です。この制度は、単に経済的困窮者の就 労支援を専ら行うだけの事業ではなく、就労による自立を視野に入れながら、生活困窮 者を包括的に支援し、併せて地域づくりやネットワークづくりを進めるという視点が大 事であり、今後、地域福祉を進めるうえで中核になりうる事業と考えています。

三点目は、介護保険制度の改正です。介護予防給付は地域支援事業へ段階的に移行するとともに、「介護予防・日常生活支援総合事業」へ再編されます。このことは、新しい地域づくりにつながる大きな改正です。

重要なことは、この3つの改革に対して縦割りに取り組むのではなく、「地域福祉」という視点から横串を通すことです。地域福祉を推進するということは、昔の地域をそのまま懐古することではなく、新しい支え合いという共生文化を地域社会につくり出す営みのことであり、その設計図が地域福祉計画・地域福祉活動計画です。

このたび、山武市では、公と民が一体となった「第2次山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。この計画の策定段階では、上記の改革の検討が始まったばかりのものもあり、委員会での議論が十分にできていないものもありますが、可能な限り反映させた内容になっています。

この計画を着実に実行し、山武市の地域福祉が推進していくことを心から願っています。

平成26年3月



第2次山武市地域福祉計画· 山武市地域福祉活動計画

発 行 日: 平成26年3月

編 集・発 行: 山武市保健福祉部社会福祉課

〒289 - 1392

山武市殿台 296 番地

TEL 0475-80-2612 (直通)

山武市社会福祉協議会

〒289 - 1306

山武市白幡 1627 番地

TEL 0475-82-7102



山武市

山武市地域福祉計画・山武市地域福祉活動計画

はじめの一歩!! ~ 一人ひとりが地域の力 ~

平成26年3月